

「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」

(第9回)

平成 26 年 6 月 18 日
午 前 10 時 ~
協 会 第 1 会 議 室

次 第

1. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について
2. 外国投信の交付運用報告書の記載について
3. 外国投信の運用規制について
4. その他

以 上

外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について（ドラフト）

平成 26 年 5 月 27 日

ご留意事項

- ・本ペーパーは、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について、①協会投信WGの検討結果（開催WG、意見照会）、②金融庁への照会結果、③国内代理人との調整結果、④その他の事務局での検討結果等を取りまとめたものです。
- ・法令の条文は、改正後の条文（パブコメ中の府令案の条文を含む。）を記載しています。
- ・今後、検討や調整が必要な事項は赤字で記載しています。
- ・本ペーパーでは、交付運用報告書の具体的な記載内容については記載していません。この点については、今後の検討課題と認識しています。
- ・本ペーパーの内容については広く協会員に周知すべきと考えますが、具体的な周知の方法については、今後検討します。

〇まえがき

投資信託の目論見書については、平成 16 年改正において、投資者にとって利用しやすいものとするため、交付目論見書と請求目論見書を分けて交付する制度が導入された。また、平成 22 年改正において、投資者にとってより利用しやすく、分かりやすいものとする観点から、交付目論見書の記載内容を投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定する等の改正が行われた。

一方、運用報告書については、目論見書に係る法令改正後も従来のまま、多数のページのものが交付されており、記載内容も変更されていなかった。

そこで、金融庁「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において運用報告書の制度改正について議論が行われ、当該議論等を経て、平成 25 年 6 月に運用報告書についても投信法が改正され、政令・内閣府令等の案がパブリックコメントに付された。（なお、運用報告書に係る改正の概要は下記のとおりである。）

改正投信法に基づく運用報告書の対応については、国内投信に関しては、投信協会が中心となって準備が進められているが、外国投信に関しては、代行協会員又は販売会社が一定の役割を担うことが期待されている。

そこで、ここまでの検討の経緯及び今後の課題についてお知らせする。

1. 制度概要

- (1) 投信法第 14 条第 1 項の運用報告書（全体版）について、約款又はこれに類する書類において電磁的交付により提供する旨を定めている場合には電磁的方法により提供することができ、電磁的方法により提供することによって運用報告書（全体版）を交付したものとみなされる（投信法第 14 条第 1 項、第 2 項、第 59 条）。

電磁的交付による提供が認められる者は、「提供者（外国投信の管理会社）」及び「提

供者との契約により提供等を行う者」(投信法施行規則第 11 条第 1 項第 1 号イ参照)である。

- (2) 運用報告書(全体版)について電磁的方法により提供する場合であっても、受益者から請求があったときは、書面で運用報告書(全体版)を交付しなければならない(投信法第 14 条第 3 項)。

2. 基本的な考え方

運用報告書(全体版)については、書面で交付することも法令上は認められている。もっとも、運用報告書(全体版)を書面交付する場合、運用報告書(全体版)と交付運用報告書(投信法第 14 条第 4 項の書面をいう。以下同じ。)の 2 つの書類が同時期に顧客に交付されることとなり、顧客の混乱を招くおそれがある。また、平成 24 年 12 月 7 日付け金融庁「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」(以下「金融庁投信WG最終報告」)において、運用報告書(全体版)は電子的方法による提供を原則とする旨記載されており、運用報告書(全体版)については、電磁的方法により提供することが法の趣旨に適うものと考えられる。さらに、国内投信については、電磁的方法により提供する方向で検討がなされている[要確認]。

以上から、外国投信の運用報告書(全体版)については、電磁的方法により提供する方向で検討することが適当であると考ええる。

なお、やむを得ない事情により、外国投信の運用報告書(全体版)を書面により交付することはあり得ると考える。

3. 個別の検討点

3-1. 約款又はこれに類する書類の改正

電磁的方法により運用報告書(全体版)を提供するためには、外国投信の約款又はこれに類する書類(以下「約款等」)において、運用報告書(全体版)を電磁的方法により提供する旨を定める必要がある。

約款等の改正の具体的方法については、今後、国内代理人と調整し、WGにフィードバックする。

3-2. 運用報告書(全体版)の電磁的方法による提供方法

運用報告書(全体版)を電磁的方法により提供するためには、顧客の個別の承諾等は必要とされておらず、約款等において電磁的方法により提供する旨を定めることにより全受益者に電磁的方法により提供されることとなる。

運用報告書(全体版)の電磁的方法による提供については、投信法施行規則第 25 条の 2 第 1 項において、次の 5 つの方法が定められている。

- ① 受益者に電子メール等を送信し、顧客ファイルに記録する方法(同項第 1 号イ)
- ② ホームページから受益者がダウンロードし、顧客ファイルに記録する方法(同項第 1 号ロ)

③ホームページに設けられた顧客ファイルに記録し、受益者の閲覧に供する方法（同項第1号ハ）

④ホームページで受益者の閲覧に供する方法（同項第1号ニ）

⑤CD-ROM等を交付する方法（同項第2号）

この点、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については、受益者の個別の承諾等なくして全受益者に電磁的方法により提供されることを考慮すると、受益者がアクセスしやすい方法である、「④ホームページで受益者の閲覧に供する方法」とすることが合理的である¹。

なお、金融庁投信WG最終報告においても、国内投信を意識した記載と推察されるが、運用会社のホームページでの掲載など投資家にとってアクセスしやすい電子的方法による提供を原則とする旨記載されている。

3-3. 運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供の提供者

外国投信の運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合、法令上の提供義務は当該外国投信の管理会社が負うこととなるが、上記1. のとおり、管理会社以外の者であっても管理会社と契約を締結した者であれば電磁的方法により提供することが認められている。

上記3-2のとおり、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供については受益者にとってアクセスしやすい方法とする必要があるが、海外にある管理会社のホームページは受益者のアクセスのしやすさという点で問題がある。そこで、外国投信の代行協会又は販売会社のホームページに掲載することが合理的であると考えられるが、外国投信の管理会社との関係の深さや販売会社が複数あり得ることを勘案すると、代行協会のホームページに運用報告書（全体版）を掲載することを原則とし、これが困難な場合には販売会社のホームページに掲載することが考えられる。

3-4. 交付運用報告書における記載

運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合、運用報告書（全体版）を電磁的交付により提供する旨及び運用報告書（全体版）を閲覧するために必要な情報を交付運用報告書に記載する必要がある（計算規則第63条第3項第14号）。

この点、代行協会又は販売会社（以下「代行協会等」という。）のホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合の交付運用報告書における記載としては、別紙「運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供に係る交付運用報告書における記載等について」のような記載方法が考えられる。

¹ 当該電磁的提供による方法については、①閲覧に供した日以後5年間（記載事項について苦情申出があったときを除く。②において同じ。）、閲覧ファイルに記録された記載事項を消去し、又は改変することできないものであること、②閲覧に供した日以後5年間、交付の請求があった場合に書面等により直ちに交付するものであること、のいずれかに該当する必要がある（なお、正確な要件は、投信法施行規則第25条の2第2項第3号、第4号を参照）。

3-5. 管理会社と代行協会等との契約

上記1. のとおり、運用報告書（全体版）の提供方法として代行協会等のホームページに掲載する場合には、当該代行協会と管理会社との間で契約を締結する必要がある。

この場合の契約の締結方法や契約内容については、今後、国内代理人と調整し、WGにフィードバックする。

3-6. 受益者からの交付の請求先

- (1) 上記1. のとおり、運用報告書（全体版）を電磁的方法により提供する場合であっても、受益者から請求があった場合には、運用報告書（全体版）を交付しなければならない。この場合、法令上の交付義務は当該外国投信の管理会社が負うこととなるが、受益者が海外の管理会社に請求することは現実的ではない。また、請求した者が当該外国投信の受益者であるか否かについて、代行協会員は自社の販売分以外は判断できない。よって、受益者からの請求先については、販売会社とすることが適当であると考え。
- (2) 運用報告書（全体版）が受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報は、交付運用報告書に記載する必要がある（計算規則第63条第3項第15号）。この記載としては、「運用報告書（全体版）をご請求される方は、販売会社までご連絡ください」といった記載内容が考えられる。[要確認]

4. 私募外国投信の取扱い

上記2. ～3. は、公募外国投信を念頭に置いて記載している。よって、私募外国投信について必ずしも妥当するものではない。

私募外国投信について、本WGでどの程度検討するかは、今後、検討課題。

以 上

運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供に係る
交付運用報告書における記載等について

1. 運用報告書（全体版）のホームページ掲載場所

(1) 代行協会員等のホームページ構成

代行協会員等（代行協会員又は販売会社をいう。以下同じ。）の多くのホームページにおいては、投資信託に関する情報の掲載場所へは、次のような遷移で到達する。

	ページ（画面）	遷移の方法
1	トップページ	トップページにある「商品」関連ページへのバナー又はタブをクリックする。 「商品」のほかには、「マーケット」、「サービス」、「トピックス（お知らせ）」、「会社情報」、「採用情報」等へのバナー又はタブが設けられている。
2	商品関連ページ	商品関連ページにある「投資信託」情報ページへのバナー又はタブをクリックする。 「投資信託」のほかには、「株式」、「債券」、「REIT」情報等のバナー又はタブが設けられている。
3	投資信託情報ページ	「新商品情報」、「ランキング情報」、「取扱いファンド一覧」、「ファンド検索」、「セミナー案内」等のバナー又はタブが設けられている。
4	個別ファンドページ	投資信託情報ページの「取扱いファンド一覧」又は「ファンド検索」をクリックした後、個別ファンドを選択又は検索すると、個別ファンドページに遷移する。個別ファンドページには、当該個別ファンドの基準価額、運用状況、目論見書、月次レポート、商品説明資料等が掲載されている。

(2) 外国投資信託の運用報告書（全体版）の掲載場所

代行協会員等のホームページにおける外国投資信託の運用報告書（全体版）を掲載するページ（画面）としては、次の2つが考えられる。

【ケース1】

上記（1）の投資信託情報ページに、「新商品情報」、「ランキング情報」、「取扱いファンド一覧」等と併せて「運用報告書（全体版）」というバナー又はタブを設け、当該バナー又はタブで選択したページに運用報告書（全体版）が掲載される。

【ケース2】

上記（1）の個別ファンドページに基準価額、運用状況、目論見書、月次レポート

等と併せて運用報告書（全体版）が掲載される。

2. 交付運用報告書への記載

交付運用報告書における運用報告書（全体版）の電磁的交付による提供についての記載としては、次のような記載内容が考えられる。

ケース1の場合

「運用報告書（全体版）は、〇〇会社のウェブサイト（トップページのURLを記載）の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。」

ケース2の場合

「運用報告書（全体版）は電磁的方法により提供しております。〇〇会社のウェブサイト（トップページのURLを記載）の投資信託情報ページの「取扱いファンド一覧」より本ファンドを選択してください（又は、「ファンド検索」より本ファンドを検索してください）。」

3. 留意事項

- (1) 複数の代行協会員等が管理会社との契約に基づき自社のホームページに運用報告書（全体版）を掲載する場合には、契約に基づき掲載している全ての代行協会員等のウェブサイトについて、交付運用報告書において上記の記載を行う必要がある。
- (2) 代行協会員等のうち1社のみが管理会社との契約に基づき自社のホームページに運用報告書（全体版）を掲載するが、他の代行協会員等が契約に基づかず任意に自社のホームページに掲載する場合には、管理会社との契約に基づき掲載している代行協会員等のウェブサイトのみについて、交付運用報告書において上記の記載を行う必要がある。

「外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について」
に係る意見照会結果について

[照会内容]

今般、外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について、皆様の実務に資するため、①協会投信WGの検討結果（開催WG、意見照会）、②金融庁への照会結果、③国内代理人との調整結果④その他の事務局での検討結果等を取りまとめました。

つきましては、添付ファイルの「外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について」を御確認いただき、コメントやご質問がございましたら、御回答ください。

[回答]

意見あり：2社

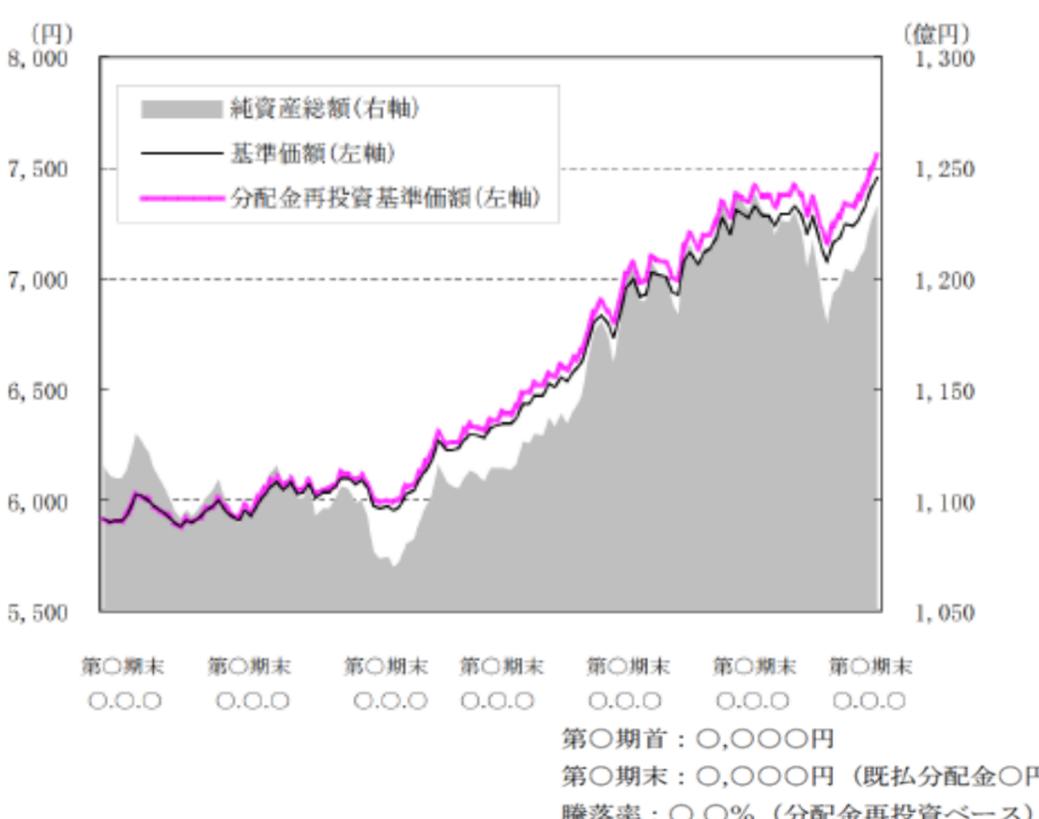
No	該当箇所	意見・コメント	事務局コメント
1	3-5	「当該代行協会員と管理会社との間で契約を締結」とありますが、そもそも、あらためて契約を締結する必要はあるか。	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）第25条の2第1項第1号において、運用報告書の電磁的方法の提供者等は「提供者又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先若しくは提供者の用に供する者をいう」と規定されておりますことから、既存の代行協会員契約や販売契約において該当する条項がない場合は契約の締結が必要になるものと思われます。 なお、既存の代行協会員契約や販売契約において該当する条項があるか否かという論点については、国内代理人に既にお伝えしています。
2	3-6	運用報告書に請求可能期限はあるのか（例えば20年前の運用報告書を請求された場合、交付する必要はあるのか）。 海外の管理会社は運用報告書を何年保存しているのか。	請求可能期限については、法令上、特段明記されていないものと思われますが、今後、解釈等について金融庁に確認したいと思います。

3	別紙 3 (1)	各販売会社それぞれの HP における対応としては、代行協会のウェブへのリンクを記載、または、全体版のファイルを掲載、いずれかを選択して対応するのか。	別紙3 (1) では、複数の代行協会等が管理会社との契約に基づき、自社のホームページに運用報告書 (全体版) のファイルを掲載することを想定しています。
4	別紙 3 (2)	「他の代行協会等が契約に基づかず任意に自社のホームページに掲載する場合」とは、販売会社との二者間契約により販売を行う販売取扱会社 (取次会社) を想定しているのか。その場合、当該取次会社の HP は交付運用報告書には記載できず、代行協会 (販売会社) のウェブへのリンクのみを記載、という趣旨か。	「他の代行協会等が契約に基づかず任意に自社のホームページに掲載する場合」とは、販売会社が、管理会社と契約を締結せずに、当該販売会社のホームページにおいて任意に運用報告書 (全体版) を掲載する場合です (例えば、投資家への情報提供の一環として、取扱い全ファンドの運用報告書 (全体版) を任意にホームページに掲載している場合)。

以上

外国投信の交付運用報告書の対応案について

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>(交付運用報告書の表紙の表示事項)</p> <p>第3条の2 投資信託の交付運用報告書（投信法第14条第4項に規定するものをいい、以下「交付運用報告書」という。以下同じとし、第6章を除く。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 「交付運用報告書」の表示</p> <p>(2) 交付目論見書（私募の投資信託にあつては、準ずるものを含む。以下、本条及び次条において同じ。）の表紙に記載の当該投資信託の名称及び商品分類</p> <p>(3) 期別及び決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日）並びに作成対象期間</p> <p>(4) 決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間の最後の決算年月日とする。）における基準価額及び純資産総額</p> <p>(5) 計算期間中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、「作成対象期間」とする。）における分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。以下同じ。）の騰落率及び分配金合計</p> <p>(6) 委託会社の名称及び住所</p> <p>(7) 問い合わせ先の名称及び電話番号等 以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間</p> <p>② 委託会社のホームページアドレス等</p> <p>③ 運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付される旨及び入手方法</p> <p>(8) 受益者の皆様へ 「受益者の皆様へ」を記載するものとする。この場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容を引用した上で、表示するものとする。</p>	<p>1. 表紙の表示事項（規則第3条の2）</p> <p>(8) 受益者の皆様へ イ. 表示例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>受益者の皆様へ</u> <u>毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。</u> <u>さて、「〇〇〇〇ファンド」は、このたび、第〇期の決算を行いました。</u> <u>当ファンドは、～をめざして運用を行いました。今期の運用経過等について、以下のとおりご報告いたします。</u> <u>今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。</u></p> </div>	<p>(1) 同様に記載する。</p> <p>(2) 「商品分類」を定める指針がないため、交付目論見書の記載に準じて記載する。</p> <p>(3) 同様に記載する。</p> <p>(4) 同様に記載する（ただし、外貨ベース）。</p> <p>(5) 騰落率は、実務上入手可能な基準価格のデータを利用して計算する。分配金合計は同様に記載する（ただし、外貨ベース）。</p> <p>(6) 管理会社の名称を記載する。</p> <p>(7)</p> <p>①国内投信と異なり、問合せ先の部署や電話番号は、交付運用報告書の記載事項となっていないので記載しない（計算規則58条の2第1項21号参照）。</p> <p>②管理会社のホームページは、交付運用報告書の記載事項ではなく、必ずしも開設されていないため、記載しない。</p> <p>③同様に記載する。</p> <p>(8) 同様に記載する（交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の内容を参考に記載する。）</p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>(9) 運用方針 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針を参考に文章にて簡潔にわかりやすく表示するものとする。なお、表示に当たっては前号との重複を避けるため、表示箇所をまとめる等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。</p> <p>(10) その他の記載事項 投資信託約款において運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法（投信法第14条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあつては、その旨及び運用報告書（全体版）に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報</p> <p>交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順） 第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明 運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>① 基準価額等の推移 基準価額等の推移を図を用い表示するものとする。</p>	<p>ロ. 「受益者の皆様へ」の表示上の留意事項 (イ) 表示に当たっては、目立つように工夫の上、上記の表示例を参考に表示するものとする。</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第3条の3）</p> <p>(1) 運用経過の説明 ① 基準価額等の推移 イ. 表示例</p> 	<p>(9) 同様に記載する（交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の内容を参考に記載する。）</p> <p>(10) 別紙のとおり記載する。</p> <p>(1) 運用経過の説明については、投信協会規則に実務上可能な限り近づけるため、次の①から⑨までについて、以下のとおり記載するよう努める。</p> <p>①実務上入手可能なデータに基づき、交付目論見書の「運用実績」の内容に準じてグラフを作成する。 注意書については、グラフに使用するデータの内容に基づき誤解の生じないように記載する。</p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>② 基準価額の主な変動要因を、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</p> <p>③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細 当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>（イ） 「信託報酬」の項目の概要中において、「当期中の平均基準価額は〇〇円です」と記載するものとする。</p> <p>（ロ） 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。</p> <p>（ハ） 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。</p>	<div data-bbox="1210 239 2338 352" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の本質的なパフォーマンスを示すものです。 *分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。</p> </div> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>（イ） 作成対象期間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。</p> <p>（ロ） 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。</p> <p>（ハ） 当該折れ線グラフに純資産総額の推移の表示を面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。</p> <p>（ニ） 作成対象期間の期首及び期末の基準価額並び騰落率（分配金再投資後）を表示するものとする。また、期末の基準価額の表示の近傍に「既払分配金額」を併せて表示するものとする。</p> <p>（ホ） 当該図には、ベンチマークを併記することを原則とする。</p> <p>（ヘ） 上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の本質的なパフォーマンスを示すものである旨 ・分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なるので、お客様の損益の状況を示すものではない旨 <p>② 基準価額の主な変動要因 基準価額の主な変動要因の説明に当たっては、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</p> <p>③ 1万口当たりの費用の明細 イ. 様式例</p>	<p>②実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載する。ただし、基準価額の主な変動要因を分析できるのは、投資運用会社であるところ、外国投資信託の場合は、海外の会社がこれを務めるケースが多く、当該会社が、会社としてのポリシーに基づき受益者に提供できる情報は平等でなければならないとする場合など、かかる項目を記載できないケースが生じうることをご認識いただきたい。</p> <p>③実務上入手可能な情報に基づき可能な限り、同様に記載する。注記に関しては、当該情報に対応する内容を記載する。</p> <p>ただし、1万口当たりの情報を記載する趣旨は、各投資信託の情報を横並びで比較する趣旨と理解されるところ、外国投信の場合、1口当たりの当初発行価格がばらば</p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）																																																																																																				
<p>る。 (ニ) 投資先ファンドについての注記を付すこととする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 計算期間が6ヶ月未満のファンド </div> <p>○ 1万口当たりの費用明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 40%;">項 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">第〇〇期～第〇〇期</th> <th rowspan="3" style="width: 20%;">項目の概要</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(〇.〇.〇～〇.〇.〇)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 信託報酬</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆1)</td> </tr> <tr> <td> (投信会社)</td> <td></td> <td></td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆2)</td> </tr> <tr> <td> (販売会社)</td> <td></td> <td></td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆3)</td> </tr> <tr> <td> (受託会社)</td> <td></td> <td></td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆4)</td> </tr> <tr> <td>(b) 募集手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(c) 売買委託手数料</td> <td></td> <td></td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆5)</td> </tr> <tr> <td> (株 式)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (新株予約権証券)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (オプション証券等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (新株予約権付社債(転換社債))</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (商 品)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (先物・オプション)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(d) 有価証券取引税</td> <td></td> <td></td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆6)</td> </tr> <tr> <td> (株 式)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (新株予約権証券)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (オプション証券等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (新株予約権付社債(転換社債))</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (公社債)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(e) その他費用</td> <td></td> <td></td> <td>(注1) 中の記載箇所 (☆7)</td> </tr> <tr> <td> (保管費用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (監査費用)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (その他)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)		金額	比率	(a) 信託報酬	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)	(投信会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆2)	(販売会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆3)	(受託会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆4)	(b) 募集手数料				(c) 売買委託手数料			(注1) 中の記載箇所 (☆5)	(株 式)				(新株予約権証券)				(オプション証券等)				(新株予約権付社債(転換社債))				(商 品)				(先物・オプション)				(d) 有価証券取引税			(注1) 中の記載箇所 (☆6)	(株 式)				(新株予約権証券)				(オプション証券等)				(新株予約権付社債(転換社債))				(公社債)				(e) その他費用			(注1) 中の記載箇所 (☆7)	(保管費用)				(監査費用)				(その他)				合 計				<p>らであり、クラス毎に通貨建ても異なるケースが多いため、1万口当たりの情報の記載を行う必要がない旨を確認させていただきたい。</p>
項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要																																																																																																			
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)																																																																																																					
	金額	比率																																																																																																				
(a) 信託報酬	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)																																																																																																			
(投信会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆2)																																																																																																			
(販売会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆3)																																																																																																			
(受託会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆4)																																																																																																			
(b) 募集手数料																																																																																																						
(c) 売買委託手数料			(注1) 中の記載箇所 (☆5)																																																																																																			
(株 式)																																																																																																						
(新株予約権証券)																																																																																																						
(オプション証券等)																																																																																																						
(新株予約権付社債(転換社債))																																																																																																						
(商 品)																																																																																																						
(先物・オプション)																																																																																																						
(d) 有価証券取引税			(注1) 中の記載箇所 (☆6)																																																																																																			
(株 式)																																																																																																						
(新株予約権証券)																																																																																																						
(オプション証券等)																																																																																																						
(新株予約権付社債(転換社債))																																																																																																						
(公社債)																																																																																																						
(e) その他費用			(注1) 中の記載箇所 (☆7)																																																																																																			
(保管費用)																																																																																																						
(監査費用)																																																																																																						
(その他)																																																																																																						
合 計																																																																																																						

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	当 期		項目の概要
	(〇.〇.〇~〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)
(投信会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆2)
(販売会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆3)
(受託会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(株 式)			
(新株予約権証券)			
(オプション証券等)			
(新株予約権付社債(転換社債))			
(商 品)			
(先物・オプション)			
(d) 有価証券取引税			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(株 式)			
(新株予約権証券)			
(オプション証券等)			
(新株予約権付社債(転換社債))			
(公社債)			
(e) その他費用			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
(保管費用)			
(監査費用)			
(その他)			
合 計			

(注1)

以下に係る注記中、(☆) 箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

(単位型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中において発生した費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率 (※)

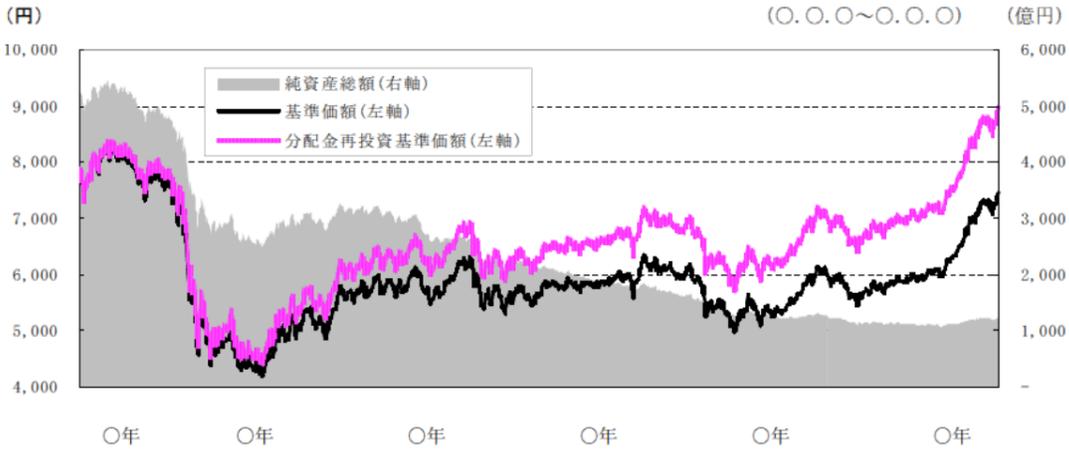
(※) 信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。

若しくは

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
	<p style="text-align: center;"> $= \frac{\text{〔半期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔半期末の受益権口数〕}} + \frac{\text{〔期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔期末の受益権口数〕}}$ </p> <p> 期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。 「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。 </p> <p> なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。 (☆2) 委託した資金の運用の対価 (☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後のアフターフォローの対価 (☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価 </p> <p style="text-align: center;"> $\text{(☆5) (c) 売買委託手数料} = \frac{\text{〔期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ </p> <p> 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 </p> <p style="text-align: center;"> $\text{(☆6) (d) 有価証券取引税} = \frac{\text{〔期中の有価証券取引税〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ </p> <p> 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金 </p> <p style="text-align: center;"> $\text{(☆7) (e) その他費用} = \frac{\text{〔期中のその他費用〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ </p> <p> その他費用 ・保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用 ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。 </p> <p> (追加型投資信託) (欄外注記) 項目の概要 期中の費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。 (計算方法は記載するが、実数は省略しても良い) </p>	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
	<p>(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率</p> <p>期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。 「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」</p> <p>なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。</p> <p>(☆2) 委託した資金の運用の対価 (☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後のアフターフォローの対価 (☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価</p> <p style="text-align: center;">[期中の売買委託手数料]</p> <p>(☆5) (c) 売買委託手数料 = $\frac{\text{[期中の売買委託手数料]}}{\text{[期中の平均受益権口数]}}$</p> <p>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p style="text-align: center;">[期中の有価証券取引税]</p> <p>(☆6) (d) 有価証券取引税 = $\frac{\text{[期中の有価証券取引税]}}{\text{[期中の平均受益権口数]}}$</p> <p>有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金</p> <p style="text-align: center;">[期中のその他費用]</p> <p>(☆7) (e) その他費用 = $\frac{\text{[期中のその他費用]}}{\text{[期中の平均受益権口数]}}$</p> <p>その他費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用 ・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。 <p>(単位型及び追加型投資信託) (注2) 各項目毎に円未満は四捨五入してあります。 なお、ファミリーファンド方式の場合は、(注1)に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。 『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含まず。』</p>	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
	<p>ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項 (注1) の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項 (イ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。(単位未満切捨) (ロ) 期中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。(元本が1口1円のファンドは、基準価額を表示する単位) (ハ) 1万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入 (ニ) 期中平均基準価額は各月末の単純平均。 (ホ) 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。 売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末（決算の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。 (ヘ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、ベビーファンドが直接支払ったものに、配当等収益額計算書に準じて計算した当該ベビーファンドに帰属するマザーファンドの各々の金額を加算する。 (ト) 当該額が負（マイナス）になる場合は、表中に△を付す。 (チ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、各計算期間の(a)～(e)を算出し、作成期末から過去6ヶ月間において合算して表示することとする。ただし、各決算毎に表示しても差し支えない。 (リ) 計算期間が6ヶ月以上のファンドについて、前期分の表示をしても差し支えない。 (ヌ) 直販専用ファンドについては、信託報酬における販売会社の項目は表示しなくもよいこととする。 (ル) ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。 (ヲ) 投資先ファンドについて「各項目の費用は、このファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）が支払った費用を含みません。」旨の注記をすること。 なお、さらに各ファンドの状況に応じ、「当該投資信託証券の直近の計算時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を付した上で、当該明細を参照できるようにするものとする。 (ワ) 「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」旨の注記を付すこととする。</p>	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）																																																								
<p>④ 最近5年間の基準価額等の推移 最近5年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。</p> <p>(イ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。 なお、分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。</p> <p>(ロ) 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。</p> <p>(ハ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金合計（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。 なお、計算期間が6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。</p> <p>(ニ) 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</p> <p>(ホ) 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。</p>	<p>④ 最近5年間の基準価額等の推移</p> <p>イ. 表示例</p>  <table border="1" data-bbox="1231 808 2291 1087"> <thead> <tr> <th></th> <th>〇年〇月〇日 決算日</th> <th>〇年〇月〇日 決算日</th> <th>〇年〇月〇日 決算日</th> <th>〇年〇月〇日 決算日</th> <th>〇年〇月〇日 決算日</th> <th>〇年〇月〇日 決算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準価額 (円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期間分配金合計 (税込み) (円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>騰落率 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>××××指数 (円建て) 騰落率 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産総額 (百万円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 〇〇〇〇指数 (円建て)、△△△△指数 (円建て)、×××× (円建て) は当ファンドの参考指数です。 参考指数は投資対象資産の市場動向を説明する代表的な指数として記載しております。</p> <p>●参考指数に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇指数は、…………… ・△△△△指数は、…………… ・××××指数は、…………… ・海外の指数は、基準価額へ反映考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。 <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ) 最近5年間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。</p> <p>(ロ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。</p> <p>(ハ) 当該折れ線グラフに純資産総額の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。</p> <p>(ニ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。なお、計算期間が6ヶ月または6ヶ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものと</p>		〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	基準価額 (円)							期間分配金合計 (税込み) (円)							騰落率 (%)							〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)							△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)							××××指数 (円建て) 騰落率 (%)							純資産総額 (百万円)							<p>④実務上入手可能なデータに基づき、交付目論見書の「運用実績」の内容に準じてグラフを作成する。 注意書については、グラフに使用するデータの内容に基づき誤解の生じないように記載する。</p>
	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日																																																				
基準価額 (円)																																																										
期間分配金合計 (税込み) (円)																																																										
騰落率 (%)																																																										
〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)																																																										
△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)																																																										
××××指数 (円建て) 騰落率 (%)																																																										
純資産総額 (百万円)																																																										

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>⑤ 当該投資信託の投資環境について、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</p> <p>⑥ 当該投資信託のポートフォリオについては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</p> <p>⑦ 当該交付運用報告書作成対象期間中の当該投資信託のベンチマークとの差異を表示するものとする。 ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク（トラッキング・エラー等をいう。）の取り方を含めて、文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。 また、当該投資信託の基準価額とベンチマークの騰落率の対比を棒グラフで表示するものとする。なお、ベンチマークを設けていない場合は、</p>	<p>する。</p> <p>(ホ) 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</p> <p>(ヘ) 株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、以下の注意書きを参考にして表示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （例示）〇〇〇〇指数、△△△△指数、××××指数は当ファンドの参考指数です。参考指数は投資対象資産の相場を説明する代表的な指数として記載しているものです。 <p>(ト) 株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、「参考指数に関して」と当該指数の説明を表示するものとする。</p> <p>(チ) 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。</p> <p>⑤ 投資環境 表示に当たっては、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする</p> <p>⑥ 当該投資信託のポートフォリオ 表示に当たっては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用の経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</p> <p>⑦ 当該投資信託のベンチマークとの差異 イ. 表示例</p>	<p>⑤本項目は法令上求められるものではなく、任意の記載であることを確認させていただきたい。 実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載することに努めたいが、かかる説明を行えるのは、投資運用会社であるところ、外国投資信託の場合は、海外の会社がこれを務めるケースが多く、当該会社が、会社としてのポリシーに基づき受益者に提供できる情報は平等でなければならぬとする場合等、かかる項目を記載できないケースが生じうることをご認識いただきたい。</p> <p>⑥上記⑤と同じ。</p> <p>⑦ベンチマーク・参考指数のあるものについて、実務上入手可能な情報に基づき同様に記載する。</p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>その旨を記載するとともに、参考指数の騰落率に代えて表示するものとする。</p> <p>なお、ベンチマークを有していない投資信託及び参考指数のない投資信託にあっては、この限りでない。</p> <p>⑧ 分配金等の表示については、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間の分配金等を表示するものとする。</p>	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>当ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、当ファンドの基準価額と参考指数の騰落率の対比です。</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ) 当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間末の当該投資信託の基準価額とベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率の対比を棒グラフを用い表示するものとする。</p> <p>(ロ) ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）との対比表記を原則とし、表記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</p> <p>⑧ 分配金</p> <p>イ. 表示例</p> <p>第○期から第○期の1万口当たり分配金（税込み）はそれぞれ○円といたしました。なお、留保益につきましては、今後の運用方針に基づき運用させていただきます。</p>	<p>⑧実務上入手可能な情報に基づき記載する。注記に関しては、当該情報に対応する内容を記載する。ただし、1万口当たりの情報を記載する趣旨は、各投資信託の情報を横並びで比較する趣旨と理解されるところ、外国投信の場合、1口当たりの当初発行価格がばらばらであり、クラス毎に通貨建ても異なるケースが多いため、1万口当たりの情報の記載を行う必要がない旨を確認させていただきたい。また、分配金の支払原資については、当期の収益か否かにより区分する考えがないため、かかる区分を行うことが困難であること</p>

もご認識いただきたい。

計算期間が6ヶ月未満のファンド（毎月決算の例）

（単位：円・％、1万口当たり・税引前）

項目	○期	○期	○期	○期	○期	○期
	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日
	～	～	～	～	～	～
当期分配金 （対基準価額比率）						
当期の収益						
当期の収益以外						
翌期繰越分配対象額						

計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例）

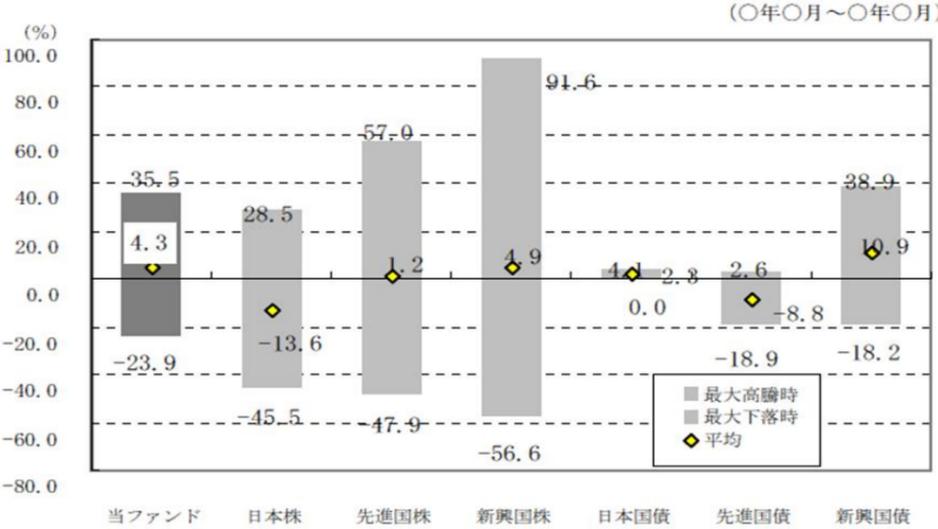
（単位：円・％、1万口当たり・税引前）

項目	○期
	0年0月0日～ 0年0月0日
当期分配金 （対基準価額比率）	
当期の収益	
当期の収益以外	
翌期繰越分配対象額	

ロ．表示上の留意事項

- （イ）当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものとする。
- （ロ）表示は1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりとする。
- （ハ）「当期分配金」には「(対基準価額比率)」を表示するものとし、この場合、対基準価額比率は当期分配金（税込み）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なる旨を注記するものとする。
- （ニ）「当期の収益」は、「経費控除後の配当等収益」と「経費控除後・繰越欠損補填後の売買益(含、評価益)」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。
- （ホ）「当期の収益以外」は、「分配準備積立金」と「収益調整金」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。
- （ヘ）「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1万口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、小数点以下を切り捨てるものとする。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>⑨ 親投資信託に係る運用経過や運用状況の推移は、当該投資信託について記載する箇所にあわせて記載できるものとする。</p> <p>(2) 今後の運用方針 組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。</p> <p>(3) お知らせ 当期中において、約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合、または運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。</p>	<p>なお、該当欄に数値がない場合は、「－」で表示し、小数点以下のみの数値の場合は、「0」と表示するものとする。</p> <p>また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示していることから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合はその旨を注記として表示するものとする。なお、一致している場合も注記を記載することを妨げない。</p> <p>(ト) 「翌期繰越分配対象額」は、「当期の収益分配可能額」から、「当期の分配金額」を差し引いた額を表示するものとする。</p> <p>(2) 今後の運用方針 表示に当たっては、組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。</p> <p>(3) お知らせ イ. 表示例 ○運用体制の変更について 当作成期間中に、運用方針の決定に関わる部門にクレジットリサーチチームを組織しました。同チームにより格付機関の情報を総合的に整理・活用することで、投資対象企業の信用力の分析力を強化することを狙いとしています。</p> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ) 表示に当たっては、当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合、または運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変</p>	<p>ファンド全体に関する今後の運用方針は、これまで同様記載する。組入れ資産毎の運用方針は法令上求められるものではなく、任意の記載であることを確認させていただきたい。</p> <p>実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載することに努めたいが、かかる説明を行えるのは、投資運用会社であるところ、外国投資信託の場合は、海外の会社がこれを務めるケースが多く、当該会社が、会社としてのポリシーに基づき受益者に提供できる情報は平等でなければならぬとする場合等、組入れ資産毎の運用方針を記載できないケースが生じうることをご認識いただきたい。</p> <p>同様に記載する（判断者は管理会社とする）。</p>

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）																																																								
<p>(4) 当該投資信託の概要 当該投資信託の概要（商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針）を表を用いて表示するものとする。</p> <p>(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 参考情報として、交付目論見書に記載の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について、計算期間末日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成期間末日とする。）の直近月末時点のデータを用いて最新のデータに更新したものを表示するものとする</p>	<p>更等があった場合はその内容を表示するものとする。</p> <p>(4) 当該投資信託の概要 イ. 様式例</p> <table border="1" data-bbox="1222 348 2303 947"> <tr> <td>商品分類</td> <td colspan="2">追加型/海外/資産複合</td> </tr> <tr> <td>信託期間</td> <td colspan="2">無期限</td> </tr> <tr> <td>運用方針</td> <td colspan="2">海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要投資対象</td> <td>当ファンド</td> <td>①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券</td> </tr> <tr> <td>世界・ソブリン・マザーファンド</td> <td>海外の公社債等</td> </tr> <tr> <td>海外REITマザーファンド</td> <td>海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券</td> </tr> <tr> <td>海外高配当株マザーファンド</td> <td>海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの運用方法</td> <td colspan="2">①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。</td> </tr> <tr> <td>分配方針</td> <td colspan="2">分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</td> </tr> </table> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ) 当該投資信託の概要を表示するに当たっては、商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針について、表示するものとする。</p> <p>(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 イ. 表示例</p>  <p>(○年○月～○年○月)</p> <table border="1"> <caption>騰落率の比較 (単位: %)</caption> <thead> <tr> <th>資産クラス</th> <th>最大高騰時</th> <th>最大下落時</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当ファンド</td> <td>4.3</td> <td>-23.9</td> <td>-35.5</td> </tr> <tr> <td>日本株</td> <td>28.5</td> <td>-45.5</td> <td>-13.6</td> </tr> <tr> <td>先進国株</td> <td>57.0</td> <td>-47.9</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>新興国株</td> <td>91.6</td> <td>-56.6</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>日本国債</td> <td>4.4</td> <td>0.0</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>先進国債</td> <td>2.6</td> <td>-8.8</td> <td>-18.9</td> </tr> <tr> <td>新興国債</td> <td>38.9</td> <td>-18.2</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table>	商品分類	追加型/海外/資産複合		信託期間	無期限		運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。		主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）	当ファンドの運用方法	①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。		分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。		資産クラス	最大高騰時	最大下落時	平均	当ファンド	4.3	-23.9	-35.5	日本株	28.5	-45.5	-13.6	先進国株	57.0	-47.9	1.2	新興国株	91.6	-56.6	4.9	日本国債	4.4	0.0	2.8	先進国債	2.6	-8.8	-18.9	新興国債	38.9	-18.2	10.9	<p>同様に記載する。ただし、商品分類については、交付目論見書の記載に準じた記載とする。</p> <p>(5) 交付目論見書に「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」が記載されているファンドについて、同様に記載する。 ただし、ファンドの騰落率は実務上入手可能なデータに基づき記載することになるため、分配金再投資を考慮しないものを記載することがあることをご認識いただきたい。</p>
商品分類	追加型/海外/資産複合																																																									
信託期間	無期限																																																									
運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。																																																									
主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券																																																								
	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等																																																								
	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券																																																								
	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）																																																								
当ファンドの運用方法	①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。																																																									
分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。																																																									
資産クラス	最大高騰時	最大下落時	平均																																																							
当ファンド	4.3	-23.9	-35.5																																																							
日本株	28.5	-45.5	-13.6																																																							
先進国株	57.0	-47.9	1.2																																																							
新興国株	91.6	-56.6	4.9																																																							
日本国債	4.4	0.0	2.8																																																							
先進国債	2.6	-8.8	-18.9																																																							
新興国債	38.9	-18.2	10.9																																																							

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）																																
<p>(6) 当該投資信託のデータ 次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。</p> <p>① 当該投資信託の組入資産の内容 投資信託計算書類規則第 58 条の 2 第 1 項第 5 号から第 8 号及び第 10 号から第 15 号に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>(イ) 作成期末の全銘柄数及び上位 10 銘柄とその組入比率の表を表示するものとする。なお、上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位 3 ファンド程度を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする。また、全銘柄に関する詳細な情報等についての注記を付すものとする。</p> <p>(ロ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分について、基本は円グラフで表示するものとする。ただし、合計額が 100% 超となる場合等、</p>	<p>(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))</p> <table border="1" data-bbox="1196 302 2326 449"> <thead> <tr> <th></th> <th>当ファンド</th> <th>日本株</th> <th>先進国株</th> <th>新興国株</th> <th>日本国債</th> <th>先進国債</th> <th>新興国債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均値</td> <td>+4.3</td> <td>-13.6</td> <td>+1.2</td> <td>+4.9</td> <td>+2.3</td> <td>-8.8</td> <td>+10.9</td> </tr> <tr> <td>最大値</td> <td>35.5</td> <td>28.5</td> <td>57.0</td> <td>91.6</td> <td>4.1</td> <td>2.6</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>最小値</td> <td>-23.9</td> <td>-45.4</td> <td>-47.9</td> <td>-56.6</td> <td>0</td> <td>-18.9</td> <td>-18.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。</p> <p>*〇年〇月～〇年〇月の 5 年間に於ける 1 年騰落率の平均・最大・最小を、当該ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。</p> <p>*各資産クラスの指数 日本株・・・〇〇〇〇〇 先進国株・・・〇〇〇〇〇 新興国株・・・〇〇〇〇〇 日本国債・・・〇〇〇〇〇 先進国債・・・〇〇〇〇〇 新興国債・・・〇〇〇〇〇</p> <p>(注) 海外の指数は、基準価額の反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。また、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。</p> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合における「(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))」は、表示しなくても差支えない。</p> <p>(ロ) イメージ図の騰落率については、直近月末時点での騰落率であり、決算日時点のデータではないため、例えば、「上記の騰落率は直近月末から 60 ヶ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。」旨の記載をする等、創意工夫して記載するものとする。</p> <p>(6) 当該投資信託のデータ</p> <p>① 当該投資信託の組入資産の内容 イ. 表示例 ○組入(上位)ファンド(銘柄)</p>		当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9	最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9	最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2	<p>基本的に同様の記載を行うが、外国投資信託の場合、クラスごとに為替ヘッジを行うなど、クラスに帰属する資産・負債がありうるため、誤解が生じないよう必要な注記を行ったうえで、当該外国投資信託の性質に応じた記載を行うことができる旨を確認させていただきたい。</p>
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債																											
平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9																											
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9																											
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2																											

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

円グラフで表せない場合には棒グラフによる記載を可とする。ただし、棒グラフを使用する際等、必要に応じて注記を付記するものとする。

- (ハ) 円グラフは平面のグラフで記載するものとする。
- (ニ) グラフは基本的に「純資産に対する比率」で作成し、例えば「ポートフォリオに対する比率」等で作成する場合にはその旨の注記を記載するものとする。
- (ホ) 上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする。

② 純資産等

純資産総額、受益権総口数及び1万口当たりの基準価額を表を用いて表示するものとする。また、純資産等の表示の欄外に、「当期（当作成期間）中における追加設定元本額は〇〇百万円、同解約元本額は〇〇百万円です。」を記載するものとする。

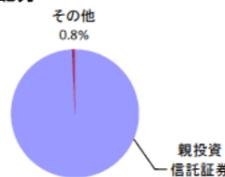
なお、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間を表示するものとする。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

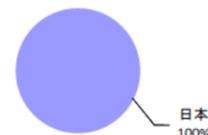
	第〇期末
	〇年〇月〇日
世界・ソブリン・マザーファンド	32.8%
海外REITマザーファンド	32.8
海外高配当株マザーファンド	33.3
その他	0.8

(注)組入比率は純資産総額に対する各マザーファンドの評価額の割合です。

○資産別配分



○国別配分



○通貨別配分



(注)国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 表示例は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。
- (ロ) 作成期間末日の組入資産の内容の表示に当たっては、作成期間末日の上位銘柄を表示し、それぞれの組入比率を図表を用い表示するとともに、資産別配分、国別配分、通貨別配分を円グラフを用い表示するものとする。
- (ハ) 当該投資信託がファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合は、計算期間末日（作成期間末日）における上位3ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率を記載するものとする。
- (ニ) 全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されています。」旨の注記をするものとする。

② 純資産等

イ. 表示例

項目	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
純資産総額	円	円	円	円	円	円
受益権総口数	口	口	口	口	口	口
1万口当たり基準価額	円	円	円	円	円	円

※当作成期間（第〇期～第〇期）中における追加設定元本額は 円、同解約元本額は 円です。

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。
- (ロ) 作成対象期間の純資産等の表示に当たっては、期末毎に純資産総額、受益権総口数及び1万口当たり基準価額を表示する。併せて、表外に作成対象期間における追加設定元本額及び同解約元本額を注記するものとする。

外国投信の対応（案）

基本的に同様の記載を行うが、外国投信の場合、外国投信の場合、1口当たりの当初発行価格がばらばらであり、クラス毎に通貨建ても異なるケースが多いため、1万口当たりの情報の記載を行う必要がない旨を確認させていただきたい。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

③ 組入上位ファンドの概要

投資信託計算書類規則第 58 条の 2 第 2 項に規定の親投資信託等の投資先ファンドにつき、次に掲げる方法により表示するものとする。

ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位 10 銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。

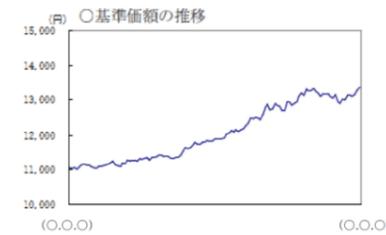
- (イ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分については①（ロ）及び（ハ）に準ずるものとする。
- (ロ) 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。
- (ハ) 計算期間中の 1 万口当たりの費用の明細を記載するものとする。
- (ニ) 投資先ファンドの構造において、2 層以上になる場合については、実質的な投資収益の源泉がわかるよう記載する等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

③ 組入上位ファンド（銘柄）の概要

イ. 表示例

◆世界・ソブリン・マザーファンド



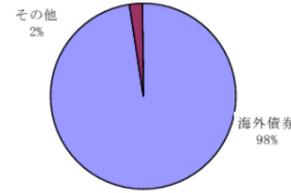
○上位 10 銘柄

銘柄名	〇〇	比率	%
米国銘柄	±		
英国銘柄	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
組入銘柄数	±	〇銘柄	

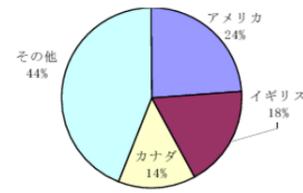
○1万口当たりの費用の明細 (0.0.0~0.0.0)

項目	
(a) 保管費用	円
合計	

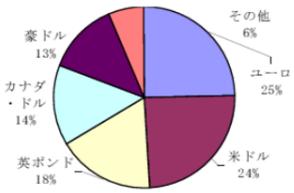
○資産別配分



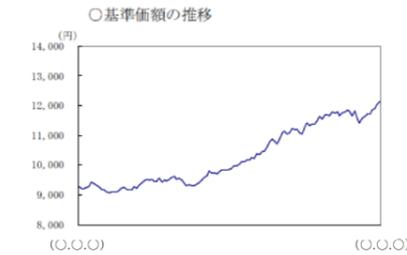
○国別配分



○通貨別配分



◆海外REITマザーファンド



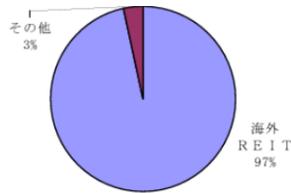
○上位 10 銘柄

銘柄名	〇〇	比率	%
米国銘柄	±		
英国銘柄	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
組入銘柄数	±	〇銘柄	

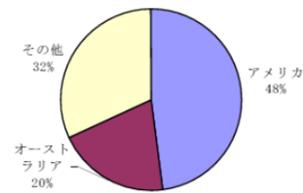
○1万口当たりの費用の明細 (0.0.0~0.0.0)

項目	
(a) 売買委託手数料	円
(b) 有価証券取引税	
(c) 保管費用	
合計	

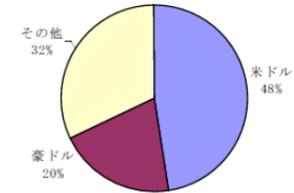
○資産別配分



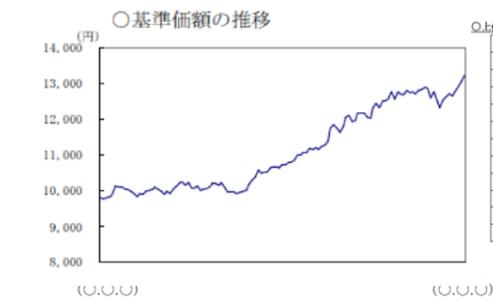
○国別配分



○通貨別配分



◆海外高配当株マザーファンド



○上位 10 銘柄

銘柄名	〇〇	比率	%
米国銘柄	±		
英国銘柄	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
±	±		
組入銘柄数	±	〇銘柄	

○1万口当たりの費用の明細 (0.0.0~0.0.0)

項目	
(a) 売買委託手数料	円
(b) 有価証券取引税	
(c) 保管費用	
合計	

外国投信の対応（案）

本項目は法令上求められるものではなく、任意の記載であることを確認させていただきたい。実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載することに努めたいが、投資先ファンドからみて交付運用報告書を作成する外国投資信託は受益者に過ぎないため、かかる情報はアニュアル・レポート記載の情報に限られ、投信協会規則で要求されるような情報を入手することは必ずしも容易でないことをご認識いただきたい。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
	<div style="text-align: center;"> </div> <p>(注1) 基準価額の推移、組入上位銘柄、資産別・国別・通貨別配分のデータは〇年〇月〇日現在のものです。</p> <p>(注2) 1万口当たりの費用の明細は組入れファンドの直近の決算期のもので、費用項目については1ページの注記をご参照ください。</p> <p>(注3) 資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。</p> <p>(ロ) 作成対象期間末日の組入上位ファンドの概要の表示に当たっては、交付目論見書のファンドの特色に応じて、作成対象期間末日の組入上位ファンドの銘柄毎に基準価額の推移、投資先ファンドの作成期間末日の上位 10 銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数、1万口当たりの費用明細、資産別配分、国別配分、通貨別配分を表示するものとする。</p> <p>表示に際しては、基準価額の推移は折れ線グラフを用い、投資先ファンドの作成期間末日の上位 10 銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数及び1万口当たりの費用明細は表を用い、さらに資産別配分、国別配分、通貨別配分については円グラフを用い表示するものとする。なお、上位 10 銘柄以上を表示するに際し、通貨、種別、投資国等必要と考えられる項目を合わせて表示しても差支えないものとする。</p> <p>(ハ) (ロ)に係る「1万口当たりの費用明細」について、ファンド・オブ・ファンズの場合等で、当該情報の取得が不可能である場合には、その旨を注記するものとする。</p> <p>(ニ) ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの組入れファンドの場合は、直近の計算期間末日における上位 10 銘柄以上を記載し、銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数を記載するものとする。</p> <p>(ホ) 投資先ファンドの構造において、2層以上になる場合は、階層構造の数に応じた円グラフを表示するか、又は、当該投資先ファンドから先のファンドについては、当該投資先ファンドにおいて、その実質的な投資先の資産構成がわかるよう円グラフを表示するものとする。</p> <p>なお、その際には、ファンドの投資先の資産構成がわかるように表示しているため、「直接投資しているのはファンド（受益権）ですが、その先の投資資産を表示しております。」といった注記を記載する必要があることに留意するものとする。</p>	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	外国投信の対応（案）
<p>2 前項に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は交付目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。</p> <p>3 交付運用報告書作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。</p> <p>4 公募追加型株式投資信託については、規則第3条第5項に準じた方法により、「分配原資の内訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第1項第1号⑧の項目に表示するものとする。</p>	<p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	

外国投信の運用規制に係る対応案について（タタキ台）

平成 26 年 6 月 18 日

1. 国内投信の規制

デリバティブ及び信用リスク集中に係る国内投信の規制（内閣府令、投信協規則）の改正案等は、別紙 1 のとおりである。

2. 外国投信の規制

上記 1. のデリバティブ及び信用リスク集中に係る国内投信の規制（内閣府令、投信協規則）は、いずれも国内運用会社に課される規制なので外国投信には適用されない。

外国投信の規制としては、本協会「外国証券の取引に関する規則」の「選別基準」による規制があるが、デリバティブを直接規定する基準は存在せず、信用リスク集中については 50%超の株式投資を禁止する規定のみが置かれている（別紙 2 参照）。

3. 「外国証券の取引に関する規則」の改正の方向性（タタキ台）

（1）基本的考え方

（ア）デリバティブ及び信用リスク集中に係る規制ともに、規制の内容としては、できる限り国内投信と同様の規制となるようにする。ただし、外国投信に固有の事情については、当該事情を考慮したうえで規制の内容を決定する。

なお、金融庁投信WG最終報告において、運用財産の内容に係る制限については、外国投信についても各国の法制の相違を踏まえつつ原則として国内投信と同様の取扱いとする旨記載されている。

（イ）外国投資証券について、デリバティブ及び信用リスク集中に関し、外国投資信託受益証券と同様の規定を設けるかについては要検討¹。

（注）現行、外国投資証券の選別基準については、外国投資信託受益証券の選別基準にある「空売りの制限」、「借入れの制限」及び「価格の透明性の確保（流動性に欠ける証券の組入れ）」といった運用に係る規制は規定していない。

（2）デリバティブ規制について

デリバティブ規制についての国内投信の規制は、①金商業等府令、②運用規則、③運用規則の細則、④デリバティブガイドラインという複数の階層に

¹ 平成 26 年 4 月末現在の残高本数は、外国投資信託受益証券が 892 本、外国投資証券が 66 本である。

より構成されている。この点、現行の外国投信の選別基準に、これらすべての内容を盛り込むことは困難であると考えられる。

そこで、選別基準には、①金商業等府令及び②運用規則に相当する内容を規定することとし、③運用規則の細則及び④デリバティブガイドラインに相当する内容については、別途のガイドライン又はQ&A等を作成し、当該ガイドライン又はQ&A等に記載することとする。ただし、③及び④の規制の内容のうち、外国投信に適用することが困難と考えられるものについては、代替的な措置を置く又は当該内容について規定しないことも検討する。

(3) 信用リスク集中規制について

信用リスク集中規制についての国内投信の規制は、①金商業等府令、②運用規則、③運用規則の委員会決議、④信用リスク集中回避ガイドラインという複数の階層により構成されている。この点、現行の外国投信の選別基準に、これらすべての内容を盛り込むことは困難であると考えられる。

そこで、選別基準には、①金商業等府令に相当する内容を規定することとし、②運用規則、③運用規則の委員会決議、④信用リスク集中回避ガイドラインに相当する内容については、別途のガイドライン又はQ&A等を作成し、当該ガイドライン又はQ&A等に記載することとする。ただし、②から④の規制の内容のうち、外国投信に適用することが困難と考えられるものについては、代替的な措置を置く又は当該内容について規定しないことも検討する。

(4) 経過期間

金商業等府令及び投信協規則の信用リスク集中規制に係る改正については、既存ファンドに関し5年間の経過措置が設けられる予定である。

この点、外国投信についても、5年間の経過措置を設け、経過措置後は、改正後の選別基準に抵触する外国投信は販売できないこととすることが考えられる。

一方、投信協会のデリバティブ規制については、既存ファンドに関し経過措置は設けられておらず、既存ファンドを含め、本年12月1日から新規則が適用される予定である。

この点、外国投信に関し、デリバティブ規制について経過措置を設けるかは今後の検討課題である。

(5) その他

投信法第80条の改正（別紙3参照）により国内リートについて自己投資口の取得要件が緩和されたことに伴い、外国投資証券の選別基準「7 自己証券の取得禁止」について改正の必要があるか検討する。

以 上

金融商品取引業者等に関する内閣府令〔抜粋〕

平成 26 年 6 月 18 日

第 130 条（投資運用業に関する禁止行為）

8 運用財産（法第 2 条第 8 項第 14 号 に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号、次号及び次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

8 の 2 運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

※下線部分は、金融庁がパブリックコメントした案文である。

平成 26 年 6 月 13 日

「投資信託等の運用に関する規則」等の
一部改正等に係る意見募集について

I 改正等の目的

平成 24 年 12 月 12 日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）として、

「○ 信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する

○ デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する」

が提言されたことを受け、金融庁が、金融商品取引業等に関する内閣府令（投資運用業者に関する禁止行為）において、第 130 条第 1 項第 8 号の 2 を新設することとしていることから（平成 26 年 4 月 25 日から 5 月 26 日まで同内閣府令の一部改正案に係る意見募集を実施。）、この改正を円滑に実施し、運用財産の内容についての制限の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、本会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等を行うものとする。

II 募集期間

平成 26 年 6 月 13 日(金)より平成 26 年 6 月 27 日(金)（午後 5 時）まで

III 主な改正等の内容

1 投資信託等の運用に関する規則

(1) 組入投資信託証券の範囲等において、当該投資信託財産の純資産総額の 5% の範囲で運用している投資信託証券について、第 17 条の 2 の規定は適用しない旨を加える。 (第 12 条第 2 項)

(2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する額の方式を細則に定める。 (第 17 条第 2 項)

(3) 信用リスク集中回避のための投資制限の規定を定める。 (第 17 条の 2)

(4) 信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定を定める。(第17条の3)

(5) 投資信託に組入れる財産が一定の比率を超えた場合の措置について、第19条第1項「(3)」、「(4)」、「(5)」及び「2.」、「3.」の規定を削除する整備を行う。(第19条)

(6) 第17条の2の規定が公募のファンド・オブ・ファンズに適用する旨の規定を定める。(第23条第2項)

2 投資信託等の運用に関する規則に関する細則

- ・ 規則第17条第2項に定める委託会社が合理的な方法により算出する方式を定める。(第6条の2)

3 投資信託等の運用に関する委員会決議

- ・ 規則第17条の2第2項第1号に規定する自主規制委員会で定める国を定める。(委員会決議 2)

4 信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドラインの制定

- ・ 委託会社会員が「金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2及び「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2及び第17条の3に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示す。

5 デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン

(1) 現行のデリバティブ取引等をヘッジ目的で用いる場合とヘッジ目的以外で用いる場合の管理方法の規定を、ヘッジ目的で用いる場合には「簡便法」、「標準的方式」、「VaR方式」からの選択適用を可能とし、ヘッジ目的以外で用いる場合には「標準的方式」、「VaR方式」からの選択適用を可能とする規定の整備を行う。(ガイドライン 3)

(2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示を加える。

(ガイドライン 4)

6 交付目論見書の作成に関する規則

- ・ 投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号及び第4号に該当するファンドについて、交付目論見書に記載する規定を定める。

(第5条の2)

7 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

- ・ 規則第5条の2に定める対象ファンドの名称等に係る記載方法を定める。
(第6条の2)

8 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

- (1) 信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示についての規定を定める。
(第19条の2)
- (2) デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示についての規定を定める。
(第27条の3)

9 その他、必要な字句修正等の整備を行う。

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成26年7月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則の一部改正等を行うことを目標とする。

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 6 月 13 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2. 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の 5% を超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。 <u>なお、本項の規定に従い、5%の範囲で運用している投資信託証券については、第 17 条の 2 の規定は適用しない。</u></p> <p>3. ～ 5. (略)</p> <p>第 12 条の 2 ～ 第 16 条 (略)</p> <p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 17 条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは金商法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、<u>新投資口予約権証券</u>又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（政令第 3 条第 10 号に規定するものをいう。）を含む。以下「デリバティブ取引等」という。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 11 条 (同 左)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第 12 条 (同 左)</p> <p>2. 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の 5% を超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。</p> <p>3. ～ 5. (同 左)</p> <p>第 12 条の 2 ～ 第 16 条 (同 左)</p> <p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 17 条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは金商法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（政令第 3 条第 10 号に規定するものをいう。）を含む。以下「デリバティブ取引等」という。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。</p>

新	旧
<p>2. 前項に規定する委託会社が合理的な方法により算出した額は、細則に定める方式によるものとする。</p>	(新 設)
<p>(信用リスク集中回避のための投資制限)</p>	
<p>第 17 条の 2 金商業等府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2 に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法は、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が次に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20%を超えることのないように運用すること、及び価格、金利、通貨若しくは投資信託財産の純資産総額の変動等により当該比率を超えることとなった場合に、超えることとなった日から 1 ヶ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常に対応で 1 ヶ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。ただし、証券投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	(新 設)
<p>(1) 株式及び投資信託証券の保有・・・「株式等エクスポージャー」</p>	
<p>(2) 有価証券（前号に定めるものを除く。）、金銭債権（次号に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有・・・「債券等エクスポージャー」</p>	
<p>(3) 為替予約取引その他の第 15 条各号に定める取引及びデリバティブ取引により生じる債権・・・「デリバティブ等エクスポージャー」</p>	
<p>2. 前項第 1 号及び第 2 号に掲げるエクスポージャーは、当該有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分（以下本条において「有価証券等」という。）を発行若しくは組成した者又は債権の相手方（以下本条において「発行者等」という。）に対するものとし、保有評価額又は債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下本条において同じ。）をもってエクスポージャーとする。ただし、次に掲げる有価証券等のエクスポー</p>	

新	旧
<p><u>ャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 自主規制委員会の委員会決議で定める国の中央政府、中央銀行、若しくは地方政府若しくはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。</u></p> <p><u>(2) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、若しくは地方政府若しくはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。</u></p> <p><u>(3) 国際機関の発行又は保証する債権については零とする。</u></p> <p><u>(4) コールローン、預金、CP（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいう。）を含む。以下本条において同じ。）、海外 CD 又は金商法第 2 条第 1 項第 18 号に定める有価証券（第 1 号に定めるものを除く。）については、満期までの期間が 120 日以内のものについては零とする。</u></p> <p><u>(5) 1 ヶ月以内の現先取引又はリバース・レポ取引で保有する有価証券等（第 1 号及び第 4 号までに定めるものを除く。）については零とする。</u></p> <p><u>3. 第 1 項第 3 号に掲げる取引のうち為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。以下本条において同じ。）のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 120 日以内に予約期日が到来するものについては零とする。</u></p> <p><u>(2) 120 日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。</u></p> <p><u>4. 第 1 項第 3 号に掲げる取引のうち第 15 条各号に定める取引（為替予約取引を除く。以</u></p>	

新	旧
<p>下本項において同じ。)及びデリバティブ取引のエクスポージャーは、有価証券の発行者等及び取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによるものとする。</p> <p>(1) 有価証券の発行者等に対するエクスポージャーは、デリバティブ取引のうち有価証券等を対象（原資産）とするものについてはそれぞれ次に定めるところによる（ただし、原資産が第2項各号に掲げるものである場合には零とする。）ものとし、デリバティブ取引のうち金融指標等（利子率、為替レート、株価指数、先物取引等）を対象とするものその他のデリバティブ取引等については零とする。</p> <p>イ. 先物取引の買いについては、当該先物の評価額をエクスポージャーとする。</p> <p>ロ. 先物取引の売りについては、エクスポージャーは零とする。</p> <p>ハ. コール・オプションの買い及びプット・オプションの売りについては、当該取引の店頭デリバティブ取引のうち、権利の数に原資産の価格を乗じた額をエクスポージャーとする。ただし、原資産の変化率に対するオプション価格の感応度（デルタ）を勘案して計算することができるものとする。</p> <p>ニ. コール・オプションの売り及びプット・オプションの買いについては、エクスポージャーは零とする。</p> <p>(2) 取引の相手方に対するエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ. 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引については零とする。</p> <p>ロ. 第15条各号に定める取引及び店頭デリバティブ取引については、評価益の額（当該取引に担保又は証拠金が差し入れられている場合（クリアリングハウスで決済する場合を含む。）には当該担保又は証拠金の評価額を差し引くものとする。）をエクスポージャーとする。</p> <p>5. 第2項の規定にかかわらず、組入投資信託証券又は証券化商品（その裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。）におけるエクスポージャーがルックスルーできる（当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を把握できることをいう。）場合には、当該エクスポージャー又はその上限額のうち投資信託財産に属する額</p>	

新	旧
<p>をエクスポージャーとすることができるものとする。この場合において、前3項の規定は当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を計算又は把握する場合にこれを準用する。</p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)</p> <p>第17条の3 金商業等府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法の内、前条の規定に拠らずに合理的な方法とすることが適当と考えられる方法は、次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>(1) 当該ファンドを投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号に定める投資信託とすること又は「MMF等の運営に関する規則」の適用対象とすること</p> <p>(2) 投資信託約款又は規約において、次に掲げる要件をすべて満たす指数（有価証券指数、商品指数、商品先物指数等）の価格変動に対して一定の倍率で連動する投資成果をめざす旨を定め、かつ当該指数を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなして第17条の2に定める方法でエクスポージャーを計算した場合において、一の者に係るエクスポージャーが同条第1項に定める比率を超えないこととする。</p> <p>イ. 投資信託委託業者以外の者によって算出されるものであること</p> <p>ロ. 指数及びその算出方法が公表されているものであること</p> <p>ハ. 有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること</p> <p>(3) 投資対象に支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合（投資対象市場やテーマなどから合理的に可能性が高いと判断されるものに限る。）において、次に掲げるすべての措置を講ずること</p> <p>イ. 第17条の2第1項本文に定める「10%」「20%」をともに「35%」と読み替えて同条を適用すること</p> <p>ロ. 交付目論見書の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示すること</p> <p>ハ. 「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>可能性が高い旨を含む。) 及びその影響を記載すること</u></p> <p><u>(4) 第 17 条の 2 に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に定める比率が同条第 1 項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ前号ロ及びハの措置を講ずること</u></p> <p><u>2. 前項第 2 号に定める投資信託の投資信託証券又はこれと同じ性質を有する証券化商品（連動対象指数の構成銘柄である商品を裏付資産とし、当該裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。）を組み入れた場合における第 17 条の 2 第 5 項の適用に当たっては、組み入れた投資信託が連動対象とする指数を構成する発行体等又は当該組み入れた証券化商品の発行体等のエクスポージャーを零とみなして第 17 条の 2 に定めるエクスポージャーを計算することができるものとする。</u></p> <p><u>3. 第 1 項第 3 号に定める支配的な銘柄とは、次のいずれかの方法で定義された特定の発行体の寄与度が 10% を超える場合における当該発行体の発行する銘柄をいう。</u></p> <p><u>(1) 委託会社が社内規則に基づく適正な手続きにしたがい定めた投資対象候補銘柄の時価総額に占める特定の発行体の発行する銘柄の時価総額（財務ウェイト/リスクウェイト/等金額を含む）の割合を当該特定の銘柄の寄与度とする方法</u></p> <p><u>(2) 委託会社が社内規則に基づく適正な手続きに従い計算方法を決定したベンチマーク（第三者が決定した計算方法に基づき算出された指数をベンチマークとして採用する場合の当該ベンチマークを含み、投資信託約款、目論見書等に記載のされることを要件としない。）における特定の発行体が発行する銘柄の合計額がベンチマーク全体に占める割合を当該特定の銘柄の寄与度とする方法</u></p>	
<p>第 18 条 (略)</p>	<p>第 18 条 (同 左)</p>

新	旧
<p>(組入比率の制限を超えた場合の調整等)</p> <p>第 19 条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。</p> <p>(1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生日を含め 6 営業日以内</p> <p>(2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 発生日を含め 1 ヶ月以内</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(組入比率の制限を超えた場合の調整等)</p> <p>第 19 条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。</p> <p>(1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生日を含め 6 営業日以内</p> <p>(2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 <u>であって、約款において「相当期間内に調整する」とされているもの</u> 発生日を含め 1 ヶ月以内</p> <p>(3) <u>同一銘柄の株式に投資する比率の限度（以下「同一銘柄の組入限度」という。）を買付基準とする投資信託（以下「買付基準採用ファンド」という。）の決算時点における洗替えにおいて、同一銘柄の組入限度を超えている場合 決算時点から 1 ヶ月以内</u></p> <p>(4) <u>買付基準を採用していない投資信託について、同一銘柄の組入限度を超える事態が発生した場合 発生日を含め 6 営業日以内</u></p> <p>(5) <u>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の組入限度を超えた場合 前 2 号に準ずる</u></p> <p><u>2. 買付基準採用ファンドにおいて、増資割り当て（有償及び無償のいずれの場合も含む。）により株式を取得する場合には、同一銘柄組入限度を超えても応ずることができるとし、その調整は決算時点から 1 ヶ月以内に行うものとする。</u></p> <p><u>3. 買付基準採用ファンドにおける同一銘柄の株式の組入比率の計算は、投資信託財産に組入れられたその株式を買付日の前日の終値で評価し、この評価額を前日の投資信託財産の純資産総額で除して計算するものとする。</u></p>

新	旧
<p>2. 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額（当該投資信託の組入れに相当する額に限る。）を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。</p> <p>第 20 条～第 22 条 (略)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)</p> <p>第 23 条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが、上場投資信託の場合であって、かつ外国における資産で当該国からの持出し制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。</p>	<p>4. 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額（当該投資信託の組入れに相当する額に限る。）を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。</p> <p>第 20 条～第 22 条 (同 左)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)</p> <p>第 23 条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが、上場投資信託の場合であって、かつ外国における資産で当該国からの持出し制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。</p>
<p>2. 第 17 条の 2 の規定は、公募のファンド・オブ・ファンズについて適用する。</p> <p>第 24 条～第 28 条 (略)</p> <p>(証券投資信託等以外の投資信託の運用の指図)</p> <p>第 29 条 第 4 条から 第 13 条 及び第 15 条から 第 19 条 の規定は、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図について準用する。この場合において、同条中「投資信託財産」とあるのは「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(新 設)</p> <p>第 24 条～第 28 条 (同 左)</p> <p>(証券投資信託等以外の投資信託の運用の指図)</p> <p>第 29 条 第 4 条から 第 9 条 及び第 15 条の規定は、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図について準用する。この場合において、同条中「投資信託財産」とあるのは「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」と読み替えるものとする。</p> <p>(同 左)</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。</u></p> <p><u>ただし、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に係る改正規定については、施行日現在現に存在している証券投資信託の投資信託財産には、施行日から起算して五年を経過する日までの間、これを適用しない。</u></p> <p><u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。また、附則の内容については、官報</u></p>	

新	旧
<u>公布後の内容に合わせるようになります。)</u>	

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 26 年 6 月 13 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p data-bbox="452 401 1070 434">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p data-bbox="145 544 787 579">第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p data-bbox="159 639 886 674"><u>(デリバティブ取引等に係る投資制限に関する方式)</u></p> <p data-bbox="145 687 1377 722"><u>第 6 条の 2 規則第 17 条第 2 項に規定する細則で定める方式は、次に掲げる方式とする。</u></p> <p data-bbox="172 736 389 865"><u>(1) 簡便法</u> <u>(2) 標準的方式</u> <u>(3) V a R 方式</u></p> <p data-bbox="699 929 820 964">(以下略)</p> <p data-bbox="145 1070 241 1105">附 則</p> <p data-bbox="178 1118 883 1199">この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。 (政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</p>	<p data-bbox="1687 401 2304 434">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p data-bbox="1402 544 2060 579">第 1 条～第 6 条 (同 左)</p> <p data-bbox="1937 687 2060 722">(新 設)</p> <p data-bbox="1937 929 2060 964">(同 左)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託等の運用に関する規則(以下「規則」という。)に基づき自主規制委員会が委任された事項について定める。</p> <p>1. 規則第 11 条第 2 項に規定する自主規制委員会が定める株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>(1) 米国におけるピンク・シート銘柄</p> <p>(2) 米国における OTC ブリテンボード銘柄</p> <p><u>2. 規則第 17 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する自主規制委員会で定める国は、次に掲げる国(地域を含む。)とする。これらの国について、環境等において変化があった場合であっても適切な対応ができるよう必要な社内管理態勢の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>日本国</u></p> <p>(2) <u>アイルランド</u></p> <p>(3) <u>アメリカ合衆国</u></p> <p>(4) <u>イタリア共和国</u></p> <p>(5) <u>オーストラリア連邦</u></p> <p>(6) <u>オーストリア共和国</u></p> <p>(7) <u>オランダ王国</u></p> <p>(8) <u>カナダ</u></p> <p>(9) <u>グレートブリテン及び北アイルランド連合王国</u></p> <p>(10) <u>シンガポール共和国</u></p> <p>(11) <u>スイス連邦</u></p> <p>(12) <u>スウェーデン王国</u></p> <p>(13) <u>スペイン</u></p> <p>(14) <u>デンマーク王国</u></p> <p>(15) <u>ドイツ連邦共和国</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託等の運用に関する規則(以下「規則」という。)に基づき自主規制委員会が委任された事項について定める。</p> <p>1. 規則第 11 条第 2 項に規定する自主規制委員会が定める株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>(1) 米国におけるピンク・シート銘柄</p> <p>(2) 米国における OTC ブリテンボード銘柄</p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>

新	旧
<p>(16) <u>ニュージーランド</u></p> <p>(17) <u>ノルウェー王国</u></p> <p>(18) <u>フィンランド共和国</u></p> <p>(19) <u>フランス共和国</u></p> <p>(20) <u>ベルギー王国</u></p> <p>(21) <u>ポルトガル共和国</u></p> <p>(22) <u>ルクセンブルグ大公国</u></p> <p>(23) <u>香港特別行政区</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。</u></p> <p><u>ただし、施行日現在現に存在している証券投資信託の投資信託財産には、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、これを適用しない。</u></p> <p><u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。また、附則の内容については、官報公布後の内容に合わせるようになります。)</u></p>	

信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン（案）

1. 目的

本ガイドラインは、委託会社会員(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。)が「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年府令第 52 号、以下「内閣府令」という。)」第 130 条第 1 項第 8 号の 2 及び「投資信託等の運用に関する規則」(以下、「規則」という。)第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 基本的な考え方及び取扱い

委託会社会員は、信用リスク集中回避のための投資制限に係る管理をする方法については、次の「3.」に掲げる管理方法を参考に、あらかじめ社内規則を定め、内閣府令及び規則の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。

また、規則運営に係る考え方及びそれらに係る例示を「4.」に示すことにより、適正な管理・運営に資するものとする。

なお、このガイドラインにおいて示す管理方法等は例示であり、委託会社会員が適当と認める管理方法等を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。

3. 管理方法の例

規則第 17 条の 2 第 5 項に係る管理方法として、次のフローを念頭に管理する方法が考えられる。

- ① 当該ファンド・オブ・ファンズにおいて、純資産総額に対して、10%超の投資信託証券は組入れられていない(規則第 17 条の 2 第 1 項により当該比率以内となるよう調整を行う場合を含む。)
- ② ①を満たしていない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券の投資信託約款等において、規則第 17 条の 2 第 1 項と同様又はそれ以上の投資制限が適用されていることが確認できる。
- ③ ②を満たしていない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券に対して投資信託証券の資産構成又はエクスポージャーの上限を把握する。
- ④ ③を満たさない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券に対して投資ガイドラインで縛り、遵守されているかを報告させる。

4. 規則運営に係る考え方及び例

- (1) 規則第 17 条の 2 第 2 項第 1 号においては、自主規制委員会で定める国又は現地通貨建ての所謂ソブリン、準ソブリン債は例外としている。また、自主規制委員会で定める国は、自国通貨建以外であっても、中央政府、中央銀行、地方政府等が発行・保証する債券のエクスポージャーを零とする国・地域について、金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」を参考に列挙している。
- (2) 規則第 17 条の 2 第 3 項に関しては、為替予約については、120 日以内の取引であれば例外とし、長期の予約や店頭デリバティブは評価益をエクスポージャーと考えることとしている。
- (3) 規則第 17 条の 2 第 4 項第 1 号に関しては、「有価証券先物取引」等は発行者エクスポージャーを現物有価証券に加算（買いの場合）し、「有価証券指数等先物取引」等は取引の相手方のエクスポージャーのみ（上場であれば零）としている。
- (4) 規則第 17 条の 2 第 4 項第 2 号に関しては、店頭デリバティブ等は、担保差し入れのない部分をカウンターパーティー・エクスポージャーとして加算し、市場デリバティブの場合は、カウンターパーティー・エクスポージャーは零としている。
- (5) 規則第 17 条の 3 第 1 項第 2 号については、インデックスファンドであっても、インデックス構成銘柄以外のエクスポージャーが制限を超えてはならないこととし、仕組債組入などは例外としないこととしている。
- (6) 規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号については、特定の銘柄のウェイトが高い場合としており、開示を要件としている（特化型）。

※ 支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例

○当ファンドは、XX 株価指数をベンチマークとして運用しております。XX 株価指数には指数に対する寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

○当ファンドは、指数 XX と指数 YY を 5 : 5 のウェイトで合成し、円換算した指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

○当ファンドは、XX 関連株に投資しております。XX 関連株には寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状

況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ 分散投資規制に関する投資信託約款の保有制限の記載例

＜分散型＞

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜特化型＞

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(7) 規則第17条の3第1項第4号については、従業員持株会代替1銘柄組入ファンド等発行体等の名称がファンドに付されているファンドとしている。

※ エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例

- 「XX株式ファンド」(XXは企業名で複数社可能。)
- 「インドネシア国債ファンド」
- 「世銀債ファンド」

(8) 規則第17条の3第2項の内、これと同じ性質を有する証券化商品については、金組入の金価格連動投資法人債券や金組入受益証券発行信託を組み入れたファンドを想定している。

附 則

この改正は、平成26年12月 日から実施する。

ただし、施行日現在現に存在している証券投資信託の投資信託財産には、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、これを適用しない。

(政令で定める日が実施日及び適用日となります。また、附則の内容については、官報公布後の内容に合わせることとなります。)

新	旧
<p style="text-align: center;">デリバティブ取引<u>等</u>に係る投資制限に関するガイドライン</p> <p>1. 目的 本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、以下「内閣府令」という。）」第 130 条第 1 項第 8 号及び「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条に定めるデリバティブ取引<u>等</u>に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。</p> <p>2. 基本的な考え方及び取扱い 委託会社会員は、デリバティブ取引（内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、<u>新投資口予約権証券</u>又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）をいう。以下同じ。）に係る投資を管理する方法については、「3」に掲げるリスク管理方法を参考に、あらかじめ社内規則に定め、府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。 なお、このガイドラインにおいて示すリスク管理方法は例示であり、委託会社会員が適当と認めるリスク管理手法を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。</p> <p>3. リスク管理方法の例 (1) 株式や債券等の現物資産のみを投資の対象としており、デリバティブ取引<u>等</u>の投資指図を一切行わない場合(デリバティブ取引<u>等</u>の投資指図が可能な投資信託財産のうち、デリバティブ取引<u>等</u>を実際に投資指図していない場合を含む。)には、特段、管理を行う必要はないと考えられる。 (2) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引<u>等</u>の投資指図を行う場合、<u>以下の①</u></p>	<p style="text-align: center;">デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン</p> <p>1. 目的 本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、以下「内閣府令」という。）」第 130 条第 8 号及び「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条に定めるデリバティブ取引に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。</p> <p>2. 基本的な考え方及び取扱い 委託会社会員は、デリバティブ取引（内閣府令第 130 条第 8 号に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）をいう。以下同じ。）に係る投資を管理する方法については、「3」に掲げるリスク管理方法を参考に、あらかじめ社内規則に定め、府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。 なお、このガイドラインにおいて示すリスク管理方法は例示であり、委託会社会員が適当と認めるリスク管理手法を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。</p> <p>3. リスク管理方法の例 (1) 株式や債券等の現物資産のみを投資の対象としており、デリバティブ取引の投資指図を一切行わない場合（デリバティブ取引の投資指図が可能な投資信託財産のうち、デリバティブ取引を実際に投資指図していない場合を含む。）には、特段、管理を行う必要はないと考えられる。 (2) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引の投資指図を行う場合には、<u>当該投</u></p>

新	旧
<p>～③の選択適用が可能と考えられる。</p> <p>(3) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引等をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）、以下の②又は③の選択適用が可能と考えられる。</p> <p>① 簡便法 各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。</p> <p>② 標準的方式 金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」をいう。）における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。</p> <p>(注) ・算出方法は、派生商品に限らずポートフォリオ全体とすること。(③において同じ。)</p>	<p>資信託財産におけるヘッジ目的の利用範囲を明確にし（投資信託約款で当該利用範囲を定めている場合には当該投資信託約款の範囲とする。）、その範囲を超えることとなるデリバティブ取引を投資指図しないように管理する方法が考えられる。</p> <p>例えば、その管理方法として、ヘッジ目的で投資信託財産の保有株式に相当する株価指数等先物取引の売却を行っている場合、それぞれの評価額がほぼ同等であるように管理することが考えられる。</p> <p>(3) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）には、デリバティブ取引に関して社内規則で定めた方法による額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとならないよう管理する方法が考えられる。</p> <p>例えば、その管理方法として、①デリバティブ取引に係る評価損（平成19年9月30日改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第5項に規定するものをいう。）が、投資信託財産の純資産総額を超えることとならないように管理すること、②バリュエーション・アット・リスクやストレステスト等を活用して算出したリスク量が、投資信託財産の純資産総額を超えることとならないように管理することが考えられる。</p>

新	旧
<p>・個々の投資対象のエクスポージャーに、「<u>金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件</u>」において定められた掛け目をかけて市場リスク相当額を算出すること。</p> <p>・派生商品については、基本的に原資産のポジションに変換の上、掛け目を乗じて算出すること。なお、派生商品のポジションが、これらの取引に対応する原資産のポジションと対当している場合には、相殺することができるものとする。</p> <p>③ VaR方式</p> <p>金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「<u>市場リスク相当額</u>」の算出方法のうち、<u>内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。</u></p> <p><u>（注）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有期間は、<u>10営業日以上を基本とするものとし、上場先物取引等の流動性の高いものを主たる取引対象とする場合には、5営業日以上とする対応も考えられる。</u> ・委託会社会員において、<u>ストレス時の状況を適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、ストレス期間を含む12ヶ月を特定するなどした上で当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを保有するポートフォリオに適用して算出するという方法の他、各委託会社会員において適切な管理方法を定めることが考えられる。</u> ・委託会社会員において、<u>リスク計測モデルをバックテストするなど適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、乗数を3～4とするという方法の他、各委託会社会員において適切な乗数を定めることが考えられる。</u> 	
<p>4. <u>デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示</u></p> <p><u>投資信託約款の特定資産にデリバティブ取引等を記載している投資信託においては、本ガイドラインに記載のデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>に記載をするものとし、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第27条の3の規定により、委託会社会員のホームページに記載するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年12月 日から実施する。</u></p> <p><u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</u></p>	<p>(同 左)</p>

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 6 月 13 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p><u>(信用リスクの分散規制対象ファンドの交付目論見書の特例)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当するフ</u> <u>ェンドにあっては、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。</u></p> <p><u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</u></p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p><u>(信用リスク分散規制対象ファンドの名称等に係る細則に定める記載方法)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 規則第 5 条の 2 に規定する細則に定める記載については、以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。</u></p> <p><u>(1) 投資対象に投資信託等の運用に関する規則（以下「運用規則」という。）第 17 条の 2 第 1 項に定める比率を超える支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合において、交付目論見書の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示し、かつ、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨(存在することとなる可能性が高い旨を含む。)及びその影響を記載するものとする。</u></p> <p><u>○ 支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 当ファンドは、XX 株価指数をベンチマークとして運用しております。XX 株価指数には指数に対する寄与度が 10% を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</u> <u>・ 当ファンドは、指数 XX と指数 YY を 5 : 5 のウェイトで合成し、円換算し</u> 	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>た指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</u></p> <p>・ <u>当ファンドは、XX関連株に投資しております。XX関連株には寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</u></p> <p><u>(2) 運用規則第17条の2に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に定める比率が同条第1項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ交付目論見書の表紙に特化型運用である旨を目立つように表示した上で、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載するものとする。</u></p> <p>○ <u>エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「XX株式ファンド」（XXは企業名で複数社可能）</u> ・ <u>「インドネシア国債ファンド」</u> ・ <u>「世銀債ファンド」</u> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p>
附 則	

新	旧
<u>この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。</u> <u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</u>	

新	旧
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p>	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p>
<p>第 1 条～第 19 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 19 条 (同 左)</p>
<p><u>(信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示)</u></p>	
<p><u>第 19 条の 2 委託会社は、運用規則第 17 条の 2 第 1 項に定めるエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20%（以下「基準比率」という。）を超えることとなった場合（運用規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号において読み替えて第 17 条の 2 を適用した場合を含む。）には、同条同項に定める調整が終了した後 3 ヶ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>2. 前項の規定は、運用規則第 17 条の 2 が適用されないファンド及び同規則第 17 条の 3（第 1 項第 3 号を除く。）に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 20 条～第 27 の 2 (略)</p>	<p>第 20 条～第 27 の 2 (同 左)</p>
<p><u>(デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示)</u></p>	
<p><u>第 27 条の 3 委託会社は、デリバティブ取引に関し、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」に基づき策定したリスク管理方法について、当該委託会社のホームページに当該リスク管理方法の概要を開示するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><u>附 則</u> この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。 (政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</p>	

外国証券の取引に関する規則 (昭48.12.4)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う外国証券の取引（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に該当するもの及び国内の取引所金融商品市場における取引を除く。以下同じ。）及び外国株券等の国内公募の引受等について遵守すべき事項を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 外国証券

金商法第 2 条第 1 項各号に掲げる有価証券又は同条第 2 項に定める有価証券とみなされるもの（同項各号に掲げるものを除く。）のうち我が国以外で保管（当該有価証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利である場合には、その口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）されるものをいう。

2 外国債券

外国証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ 金商法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する有価証券又は同項第 17 号に規定する外国若しくは外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するもの

ロ 金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する投資法人債券又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 11 条第 1 項に規定する外国投資法人債券

3 外国株券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する株券又は同項第 17 号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち株券の性質を有するものをいう。

4 外国新株予約権証券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する新株予約権証券又は同項第 17 号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。

5 外国投資信託受益証券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。

6 外国不動産投資信託受益証券

外国投資信託受益証券のうち、資産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権等に対する投資として運用することを目的とする受益証券をいう。

7 外国投資証券

外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する外国投資証券で投資証券に類するものをいう。

8 外国 E T F

外国投資信託受益証券及び外国投資証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第94条及び第259条に規定するものをいう。

9 外国貸付債権信託受益証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第18号に規定する有価証券をいう。

10 海外CD

外国証券のうち、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第1条第1号に規定する有価証券をいう。

11 海外CP

外国証券のうち、金商法第2条第1項第15号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するものをいう。

12 外国カバードワラント

外国証券のうち、金商法第2条第1項第19号に規定する有価証券をいう。

13 外国預託証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券をいう。

14 外国優先出資証券

外国証券のうち、金商法第2条第1項第8号に規定する有価証券又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち当該有価証券の性質を有するものをいう。

15 外国国債等

外国証券のうち、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号イに規定されているものをいう。

16 外国株券等

外国株券、外国ETF、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券、クローズド・エンド型の外国投資証券、外国優先出資証券及び外国預託証券（株券並びに外国の者の発行する証券及び証書のうち株券の性質を有するもの（当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）に係る権利を表示するものに限る。）をいう。

17 外国投資信託証券

オープン・エンド型の外国投資信託受益証券（外国ETFを除く。）及びオープン・エンド型の外国投資証券（外国ETFを除く。）をいう。

18 外国取引

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引並びに外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ取引をいう。

19 国内店頭取引

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内における店頭取引をいう。

20 国内公募の引受等

協会が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。）、売出し（金商法第4条第1項第4号に規定するもの（以下「外国証券売出し」という。）を除く。以下、同じ。）、募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。

21 適格機関投資家

金商法第2条第3項第1号に規定する者（協会員を除く。）をいう。

22 特定投資家

金商法第2条第31項に規定する特定投資家（協会員及び同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。

- 2 前項第2号から第15号までに掲げる外国証券に表示されるべき権利は、これについて当該外国証券が発行されていない場合においても、これを当該外国証券とみなす。

（契約の締結）

第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合（募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。）には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。

- 2 協会員は、前項の規定により顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあっては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受けなければならない。

- 3 協会員は、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を顧客から受け入れる方法又はその他協会員が定める方法により、当該顧客から前項の申込みを受けた旨が確認できるようにしなければならない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、協会員は、外国証券の取引に関する契約を締結しようとする顧客に対し、既に約款を交付している場合で、当該顧客から改めて約款の交付を求める旨の申出がないときは、約款を交付することを要しない。

- 5 第2項の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等（取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。）に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。

- 1 外国証券の口座処理に関する事項
- 2 売買注文の執行地及び執行方法の指示に関する事項
- 3 注文の受託、執行及び処理に関する事項
- 4 約定日及び受渡日に関する事項
- 5 外国証券の保管、名義及び返還の取扱いに関する事項
- 6 顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項
- 7 外国証券に関する権利の処理に関する事項
- 8 諸通知に関する事項
- 9 発行者からの諸通知等の取扱いに関する事項
- 10 取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項
- 11 外貨の受払い等に関する事項
- 12 金銭の授受に関する事項
- 13 取引残高報告書の交付に関する事項
- 14 協会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項
- 15 通知の効力に関する事項
- 16 口座管理料に関する事項

- 17 契約の解除に関する事項
 - 18 免責事項
 - 19 合意管轄に関する事項
 - 20 約款の変更手続きに関する事項
- 6 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。
- 1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）とすること。
 - 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。
 - 3 協会が顧客から保管の委託を受けた外国証券の保管については、協会の指定する保管機関に委任され、適用される準拠法及び慣行の下で行われること。
 - 4 前号に規定する保管については、協会の名義で行われること。
 - 5 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第16条又は第17条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。
 - 6 協会が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。
 - 7 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に新株予約権が付与された場合には、原則として売却処分の上、当該処分代金を当該顧客に支払うこと。
 - 8 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に係る株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、当該顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客が指示をしない場合には、議決権の行使又は異議の申立てを行わないこと。
 - 9 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該顧客に対し、次に掲げる通知を行うこと。
 - イ 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ロ 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ハ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
 - 10 協会又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書その他の書類（法令等により顧客への送付が不要とされるものを除く。）を、当該顧客に送付すること。
 - 11 協会は、顧客から保管の委託を受けた外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供すること。
 - 12 協会は、前号に規定する通知書及び資料等について、当該顧客から請求を受けた場合には、当該通知書及び資料等を交付すること。
 - 13 協会と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨（協会が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会が定めるレートによること。
 - 14 協会は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第6号及び第7号の支払いについては、当該協会がその全額の受領を確認した日とすること。

- 7 前項第10号又は第12号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。
- 8 協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込みがあった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。
- 9 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けなければならない。

(約款等による処理)

第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及び当該外国証券の保管等については、約款又は外国証券の公開買付けに対する売付約諾書に定めるところにより処理しなければならない。

(遵守事項)

第5条 協会員は、顧客に対する外国証券の投資勧誘に際し、顧客の意向、投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

(資料の提供等)

第6条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等（法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。）を、当該協会員に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。

- 2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資する重要な資料（前項に規定するもの及び法令等により顧客への提供、公表義務が付されているものを除く。）を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。
- 3 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について当該顧客より請求を受けた場合には、発行者から交付された第1項の通知書及び資料等を交付しなければならない。
- 4 協会員は、外国証券（金商法に基づく開示が行われているものを除く。）の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨を説明しなければならない。なお、約款（約款と同時に交付される付随資料を含む。）又は契約締結前交付書面（金商法第37条の3に規定する契約締結前交付書面をいう。）において、当該外国証券については金商法に基づく企業内容等の開示が行われていない旨の記載がなされている場合にはこの限りでない。

第2章 既に発行された外国証券の勧誘等

第1節 総 則

(対象証券)

第7条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第5項に定める事業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。ただし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。

- 1 協会員が第4項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市

場又は外国の店頭市場（以下「適格外国金融商品市場」という。）において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券（当該適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格外国金融商品市場又は当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されており、かつ当該証券の募集又は売出し価格が決定されているもの又は当該証券の取引の基準となる価格が当該適格外国金融商品市場において公表されているものに限る。）並びにこれらの証券の発行者が発行した外国債券

- 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券
 - 3 金商法による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券（平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものに限る）
 - 4 国内の取引所金融商品市場において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券
 - 5 国内の取引所金融商品市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券
- 2 既に発行された外国株券等及び外国新株予約権証券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、前項第1号に掲げる証券とする。
 - 3 既に発行された外国債券について、協会員が顧客に対し私売出しの勧誘を行うことができるものは、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる証券並びに次のすべての要件を満たしている国又は地域の法令に基づき発行された証券とする。
 - 1 外国債券に係る制度について法令が整備されていること。
 - 2 外国債券に係る開示について法令等が整備されていること。
 - 3 外国債券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。
 - 4 外国債券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
 - 4 第1項の適格外国金融商品市場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。
 - 1 当該外国の取引所金融商品市場又は当該外国の店頭市場において取引が行われている証券（以下、本項において「取引証券」という。）の取引価格が入手可能であること。
 - 2 取引証券の発行者に関する財務諸表等の投資情報が入手可能であること。
 - 3 当該外国の取引所金融商品市場又は当該外国の店頭市場を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。
 - 4 取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
 - 5 取引証券の保管業務を行う機関があること。
 - 5 第1項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。
 - 1 事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 上場会社又はこれに準ずる会社
 - ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの
 - 2 次のいずれかに該当するもの
 - イ 国、地方公共団体
 - ロ 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体
 - ハ 官公庁共済組合
 - ニ 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

第 8 条 協会員は、顧客に対し前条第 1 項から第 3 項に規定する外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券以外の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の外国取引若しくは国内店頭取引（外国証券売出しを除く。）について勧誘を行わずに売付け（委託による場合を含む。）又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。

- 1 従業員持株会制度を通じての継続的取得
- 2 合併等に伴う株券の交換
- 3 企業分割に伴い割り当てられる新会社株式の取得
- 4 現金配当・株式配当の選択権がある場合の株式配当の選択による株式の取得
- 5 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合

(社内規則等)

第 9 条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の外国取引及び国内店頭取引の透明性、公正性を確保するため、取次手数料及び国内店頭取引の適正な約定管理等に関し社内規則において定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

第 2 節 国内店頭取引

(決 済)

第 10 条 国内店頭取引についての証券の決済は、口座の振替によって行うものとする。

(取引公正性の確保)

第 11 条 協会員は、顧客との間で外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券（国内の取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下次条及び第14条において同じ。）の国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価（以下「社内時価」という。）を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄については、合理的かつ適正な価格により社内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面の方法により、その概要について説明しなければならない。

(小口投資家との取引の公正性の確保)

第 12 条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客（適格機関投資家及び第 7 条第 5 項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。）との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。

- 1 価格情報の提示 協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の取引所金融商品市場における直近の終値又は外国の金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示しなければならない。
- 2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、

外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。

(異常な取引)

第 13 条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、次に掲げる取引その他当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為（以下「異常な取引」という。）を行ってはならない。

- 1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。
- 2 顧客に外国債券を売却又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引。ただし、現先取引を除く。
- 3 第三者と共謀し、顧客に外国債券を売却し、又は顧客から買い付ける際に、その顧客が確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は買い付けることによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引
- 2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等につき一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。
- 3 前項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ 2 営業日以内となっているものをいう。
- 4 第 2 項において、「相当の利益」とは、額面金額につき 1 % 以上の利益が顧客に発生しているものをいう。

(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、保存)

第 14 条 協会員が、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。

- 2 協会員は、社内時価を毎日、整理及び保存しなければならない。ただし、当該社内時価を一定のルールにおいて算出している場合には、その根拠を整理及び保存することで足りるものとする。
- 3 協会員は、第 11 条第 3 項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。

第 3 章 外国投資信託証券の販売等

(対象証券)

第 15 条 協会員が顧客（適格機関投資家を除く。）に対し勧誘（外国証券売出しを除く。）を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。

- 1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。
 - イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること。
 - ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること。
 - ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。

ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。

2 募集の取扱い又は売出しに該当する場合、次条又は第17条に定める「選別基準」に適合しているものであること。

(外国投資信託受益証券の選別基準)

第 16 条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1 最低純資産の額

イ 外国投資信託の純資産が 1 億円（外貨の円換算は、日本銀行が公表する基準外国為替相場又はこれに準ずるものによる。以下、本条及び次条において同じ。）以上のものであること。

ロ 管理会社（受益証券の発行者）の純資産が 5,000 万円以上であること。

2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第 5 号の代行協会員（外国投資信託証券（当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であつて、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第 21 条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代つて国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資信託受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。

5 代行協会員の設置

代行協会員が国内に設置されているものであること。

6 空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額が純資産を超えるものでないこと。

7 借入れの制限

イ 外国不動産投資信託受益証券以外の外国投資信託受益証券については、純資産の 10% を超えて借入れを行うものでないこと。ただし、合併等により、一時的に 10% を超える場合はこの限りでない。

ロ 外国不動産投資信託受益証券については、資産運用等の必要から資金の借入れを行う場合には、投資信託財産の健全性に留意し行うものであること。

8 同一法人の株式の取得制限

管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1 発行会社の議決権（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条第 1 号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の総数の 50% を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする（以下本条及び次条において同じ。）。

9 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを 15% 以下としていることが明らかであるものについてはこの限りでない。

10 不適切取引の禁止

管理会社が自己又は当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。

11 経営者の変更

管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

12 買取方法の明確性

外国投資信託受益証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。

13 投資者に対する開示

外国投資信託受益証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資信託受益証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない。

14 監査証明

外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

(外国投資証券の選別基準)

第 17 条 外国投資証券（オープン・エンド型の外国投資証券に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1 最低純資産の額

イ 外国投資法人が保持する純資産が 1 億円以上のものであること。

ロ 運用会社の純資産が 5,000 万円以上であること。

2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

外国投資法人の代理人（外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなるものであること。

5 代行協会員の設置

代行協会員が国内に設置されているものであること。

6 同一法人の株式の取得制限

外国投資法人が、1 発行会社の議決権の総数の 50% を超えて当該発行会社の株式を取得するものでないこと。

7 自己証券の取得禁止

外国投資法人が、自ら発行した外国投資証券を取得するものでないこと。

8 不適切取引の禁止

運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。

9 経営者の変更

外国投資法人の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

10 買取方法の明確性

外国投資証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。

11 投資者に対する開示

外国投資証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない。

12 監査証明

外国投資証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

(販売開始の届出等)

第 18 条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。

2 代行協会員がその代行業務（代行協会員が外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により当該外国投資信託証券の発行者に代わって国内で行う第21条の業務をいう。以下同じ。）を廃止しようとするときは、その旨を本協会に届け出なければならない。

(買戻しの義務)

第 19 条 協会員は、外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合においても、顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じなければならない。

(代行業務の継続)

第 20 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がいない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。

(資料の送付等)

第 21 条 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。

2 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。

3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第59条の規定において準用する同法第14条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。）その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。

4 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。

(資料の公開)

第 22 条 協会員は、前条第3項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、代行協会員が、外国投資証券の決算報告書等の記載内容を要約して、主として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載したときは、顧客が請求した場合を除いて、決算報告書等の顧客への送付を行わないことができる。

3 協会員は、自社が顧客に販売した外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは遅滞なく

その旨を当該顧客に通知しなければならない。

(広告等に関する制限)

第 23 条 協会員は、外国投資信託証券の発行者等が本協会の定める「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」に抵触するような広告又は景品類の提供を国内において行った場合には、当該外国投資信託証券の販売等を行ってはならない。

第 4 章 外国株券等の国内公募の引受等

(対象証券)

第 24 条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等（外国優先出資証券のうち、平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる証券に限るものとする。

- 1 適格外国金融商品市場において取引が行われているもの又は適格外国金融商品市場における取引が予定されているもの
- 2 国内の取引所金融商品市場において取引が行われているもの又は取引所金融商品市場における取引が予定されているもの

(引受等における注意)

第 25 条 協会員は、外国株券等の国内公募の引受等を行うに当たっては、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の金融商品市場における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点には十分な注意を払うものとする。

(円滑な売買の成立等)

第 26 条 国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。

(国内公募の引受等の届出等)

第 27 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、別に定める様式により作成した「外国株券等の国内公募の引受等の届出書」その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

- 2 協会員は、第 1 項により本協会に提出した「外国株券等の国内公募の引受等の届出書」に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。
- 3 前 2 項における本協会への書類の提出及び書面による届出は、代表協会員（外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が 2 社以上あるときに代表する 1 社をいう。）がこれを行うことができる。次条第 2 項における書面の提出、同条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項における書面による届出についても、同様とする。

(資料等の提供等)

第 28 条 協会員は、発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料及び本協会が特に必要と認めた資料又は情報（この条において「資料等」という。）を当該発行者（我が国における代理人を含む。）から速やかに受領又は収集し、第 6 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより顧客に提供するとともに、縦覧に供しなければならない。ただし、発行者により公表された資料等が国内においてインターネットの利用その他の方法により当該資料等が容易かつ継続的に取得することができる場合は、この限りでない。

- 2 協会員は、前項により、資料等を発行者から受領又は収集する場合には、発行者との契約締結等により資料等の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法

を記載した書面（以下「情報収集業務方法書」という。）をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

- 3 情報収集業務方法書には、次に掲げる内容を記載し、協会員はこれを遵守するものとする。
 - 1 情報収集等の方法
 - 2 資料等の縦覧の方法
 - 3 発行者から速やかに資料等を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる適格外国金融商品市場、当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等を速やかに収集し、顧客に提供するとともに、縦覧に供すること
 - 4 発行者から速やかに資料等を受領又は収集することが困難である状況が発生する又は当該状況が解消した場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出るとともに、当該事実を公表すること
- 4 協会員は、第2項により本協会に提出した契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。

（外国株券等の発行者の名称等の公表）

第29条 本協会は、第27条第1項、同条第2項、第28条第2項及び同条第4項により協会員から届出を受けた事項のうち次に掲げる事項を公表する。

- 1 発行者の名称
- 2 主たる適格外国金融商品市場の名称
- 3 第28条第1項の規定に基づき資料等を発行者から受領又は収集する場合における資料等の縦覧の方法

（継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い）

第30条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定める発行者情報を含む。）の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第27条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第27条から前条に定める取扱いを停止することができる。

- 1 本国の適格外国金融商品市場において当該外国株券等が上場廃止となったとき。
- 2 本国の適格外国金融商品市場における当該外国株券等の流通の状況が著しく悪化したと認めた場合
- 3 発行者が当該外国株券等の譲渡につき制限を行うこととした場合
- 4 発行者が会社等組織の形態を変更した場合

第5章 雑 則

（売買状況等の報告等）

第31条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならない。

- 2 協会員は、金商法施行令第1条の7の3第6号に規定する取引を行う又は行った場合は、同号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第13条の3第1項各号に掲げる事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第4号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。
- 3 協会員は、金商法施行令第1条の8の4第4号に規定する取引を行った場合は、同号及び定義府令第13条の7第10項に規定する事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第3号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。

- 4 本協会は、前項の報告に基づき、その結果を所定の方法により公表するものとする。
- 5 協会員は、金商法施行令第2条の12の3第1号、第2号及び第3号に規定する要件を満たす有価証券について外国証券売出しを行う又は行った場合（売買を継続して行う場合に限る。）には、本協会が必要と認める事項を所定の方法により報告しなければならない。
- 6 本協会は証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号に基づく協会員による確認の用に供するため、その結果を所定の方法により公表するものとする。

（電磁的方法による書面の交付等）

第32条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

- 1 第3条第2項に規定する外国証券取引口座に関する約款
 - 2 第6条第3項に規定する外国証券の発行者から交付された通知書及び資料
 - 3 第11条第4項に規定する取引価格の算定方法等を記載した書面
 - 4 第21条第1項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の目論見書
 - 5 第21条第3項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の決算報告書その他の書類
 - 6 第22条第1項に規定する外国投資信託証券の決算報告書その他の書類
 - 7 第28条に規定する資料等
 - 8 第30条に規定する特例資料等
- 2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
- 1 第3条第3項に規定する口座設定の申込書
 - 2 第3条第9項に規定する公開買付けに対する売付約諾書

※下線部分は平成 25 年投信法改正関連部分

投資信託及び投資法人に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律施行令	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則
<p>(自己の投資口の取得及び質受けの禁止)</p> <p>第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>その資産を主として政令で定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合</u></p> <p>二 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合</p> <p>三 この法律の規定により当該投資口の買取りをする場合</p> <p>四 <u>前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合</u></p> <p>2 前項ただし書の場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分又は消却をしなければならない。</p> <p>3 前項の処分の方法は、内閣府令で定める。</p> <p>4 <u>第二項の規定により投資口の処分又は消却を行う場合において、当該投資法人は、役員会の決議により、処分又は消却する自己の投資口の口数を定めなければならない。</u></p> <p>5 <u>第二項の規定により投資口の消却をしたときは、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総</u></p>	<p><u>(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする特定資産)</u></p> <p><u>第六十九条の二 法第八十条第一項第一号に規定する政令で定める特定資産は、不動産その他の内閣府令で定める資産とする。</u></p>	<p><u>(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産)</u></p> <p><u>第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第二百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。</u></p> <p>(規約の記載事項の細目)</p> <p>第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一</p> <p>へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権及び第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>(自己の投資口を取得することができる場合)</p> <p>第百二十九条 <u>法第八十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p>

<p><u>額等』という。) から出資総額等のうち消却をした投資口に相当する額を控除しなければならない。</u></p>		<ul style="list-style-type: none">一 当該投資法人の投資口を無償で取得する場合二 当該投資法人が有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含む。)により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合三 当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合<ul style="list-style-type: none">イ 組織の変更ロ 合併ハ 株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含む。)に基づく株式交換に相当する行為を含む。)四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合(法<u>第八十条第一項第二号及び第三号並びに前三号に掲げる場合を除く。)</u>
--	--	--